

### 「希望」とは…



子どもの権利擁護委員 沼田 徹

新たな年度を迎え、こどもたちにとってこの1年が「希望」に満ちたものとなるようにと祈るばかりです。

ところで、「希望」という言葉の意味は、自分がこうなりたいとか、人にこうしてもらいたいと、よりよい状態を期待してその実現を願うこととされています。

しかし、「希望」について、全く異なる意味づけをした方がいます。

それは東京大学教授で小児科医師の熊谷晋一郎先生です。熊谷先生は、「希望とは、絶望を分かち合うことである」とおっしゃいました。絶望とは、希望をまったく失うことです。希望がまったくない状態を他者と分かち合って、希望が生まれるなどということがあるのでしょうか。

熊谷先生は、脳性麻痺によって常に身体が緊張していて、うまく体が操れず、手足に障がいがあります。つらいリハビリの日々を過ごし、障がい者に対する社会の無理解や障壁の分厚さ・高さ、場合によっては差別に幾度となく苦渋を味わい、辛酸をなめて、絶望したことでしょう。しかし、その絶望をほかの人と深く共有できたと思えた時、暗い淵の底に光が差し込んだのだと思います。客観的には、未だ自分を苦しめる問題は、何も解決されておらず、ひとつも状況は変わっていなくても、絶望の源を理解し、ともに嘆いたり、怒ってくれる人がいるならば、心持ちは軽くなり、前を向いて進んで行けます。これは、まるで、マイナスの数とマイナスの数を掛け合わせるとプラスになることに似ています。

そもそも、真に人を苦しめる問題は、簡単に解決などできないものです。しかし、解決できないからといって生きて行けない訳でもありません。人は、問題を解決するために生きているのではないからです。問題をかかえ、絶望を抱きながらも、少しでも機嫌良く人生を送ろうとして、なんとか歩みを進めるのが、普通の人間の有り様だと思います。そのときに、重荷を一緒に担い、希望のない状況をともに嘆き、悲しみ、怒りを分かち合う人が必要なのです。

厚労省のまとめによれば、2025年の小中高生の自殺者数は統計のある1980年以降で最多となりました。正に絶望的な状況です。こどもの権利にかかわる方々と共にこのことについて深く深く絶望し、その絶望を多くの人たちと分かち合いたいと思います。絶望が深ければ深いほど、その絶望を分かち合うことで希望に変わったときの力は大きなものになると思うからです。



令和8年4月 (ぬまた とおる 弁護士)

# 令和7年度活動報告書

## 目 次

---

はじめに（巻頭言）「『希望』とは…」	子どもの権利擁護委員 沼田 徹
<b>I 活動の状況</b>	
1 相談活動	3
2 調整活動	13
3 調査活動	14
4 関係機関との連携	15
<b>II 運営会議</b>	
1 運営会議	19
<b>III 広報・啓発活動</b>	
1 広報・啓発活動の役割	23
2 子どもへの広報・啓発活動	25
3 大人への広報・啓発活動	34
4 出前講座	36
5 調査相談専門員が受講した研修、出席した会議	37
<b>IV 子どもの権利擁護委員からのメッセージ</b>	
「子どもの声を聴くために私たちができること」	子どもの権利擁護委員 小笠原 仁美・41
「不確かなスペクトラムの世界～『白』でもない『黒』でもない曖昧さに寄り添う～」	
	子どもの権利擁護委員 関谷 道夫・43
<b>V 青森市子どもの権利相談センターの概要</b>	
1 設置目的と性格	49
2 運営体制	50
3 相談・救済の流れ	51
<b>VI 相談件数等の年度比較</b>	
1 相談の状況	55
2 調整活動の状況	59
3 調査活動の状況	59
<b>VII 参考資料</b>	
1 青森市子どもの権利条例	63
2 青森市子どもの権利相談センター運営体制	67



## 活動の状況

---

- 1 相談活動
- 2 調整活動
- 3 調査活動
- 4 関係機関との連携



# I 活動の状況

## 1 相談活動

令和7年度の相談受付件数は、実件数(※1)が64件(内、新規件数(※2)64件、前年度からの継続件数0件)、延べ件数(※3)が229件でした(前年度:新規実件数67件、延べ件数202件)。さまざまな困難に直面した子どもや保護者などから寄せられる悩みなどに対し、解決のために相談が重ねられ、実件数1件当たり平均3.6回のやりとりが行われました(前年度:2.8回)。

☆「相談受付件数」の年度比較はP55参照

### (1) 月別相談受付件数

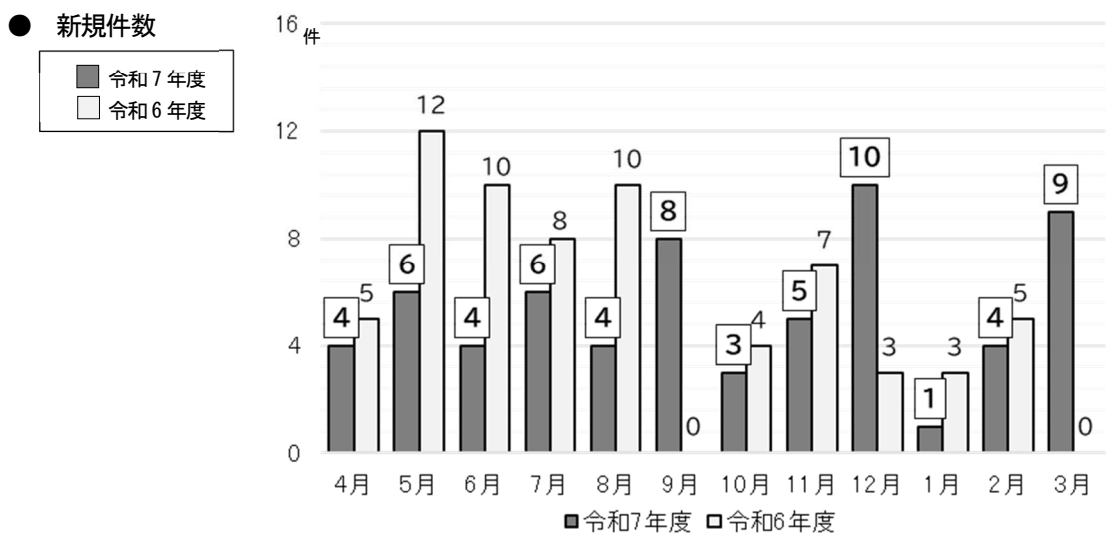


図1 新規件数の月別推移前年度比較

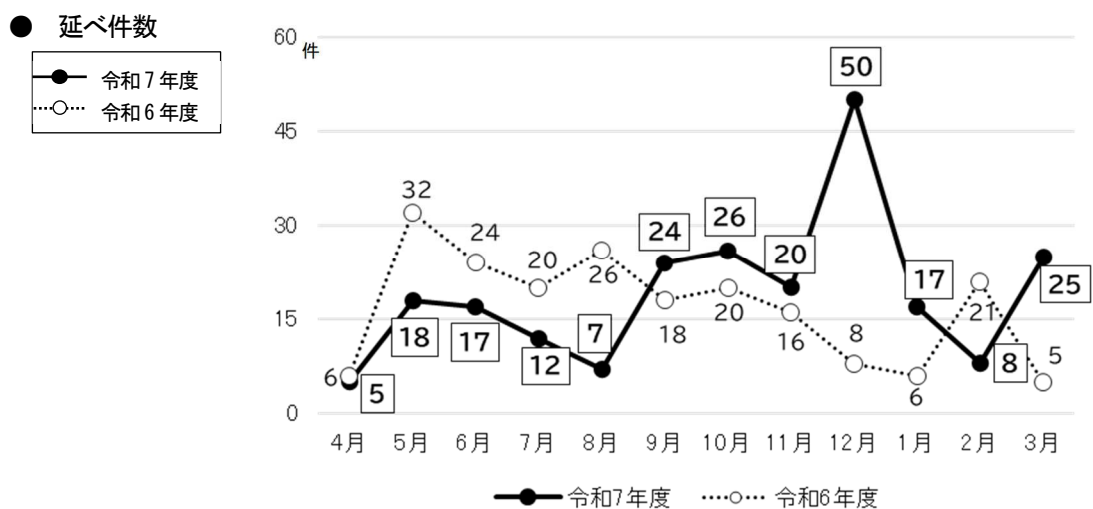


図2 延べ件数の月別推移前年度比較

※1 実件数

1人についての初回から終結までの相談を1件とします。

※2 新規件数

初めて受け付けた相談の件数です。

※3 延べ件数

相談を受けた総数です。たとえば、1案件で3回の相談を受けた場合は延べ3件と数えます。

## (2) 実件数の相談者内訳

相談者とは、相談をしてきた人のことをいいます。

令和7年度の相談者数は64人でした。子どもからの相談は21件で、全体の33%でした。そのうち、最も多かったのは「不明子ども」からの相談で、9件でした。

大人からの相談は43件で、全体の67%でした。そのうち、最も多かったのは「父又は母」からの相談で34件でした。「父又は母」からの相談のうち29件(85%)は、母親からの相談でした(図3)。

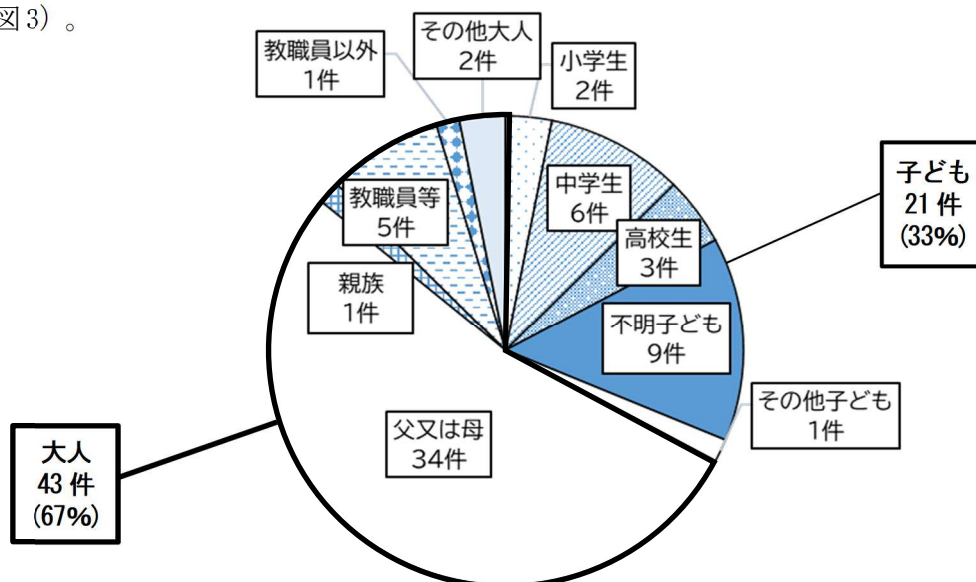


図3 実件数の相談者内訳(実件数:64件)

## (3) 延べ件数の相談者内訳

子どもからの相談の延べ件数は91件で、全体の40%でした。そのうち、最も多かったのは「中学生」からの相談で49件でした。

大人からの相談の延べ件数は138件で、全体の60%でした。そのうち、最も多かったのは、「父又は母」からの相談で117件でした(図4)。

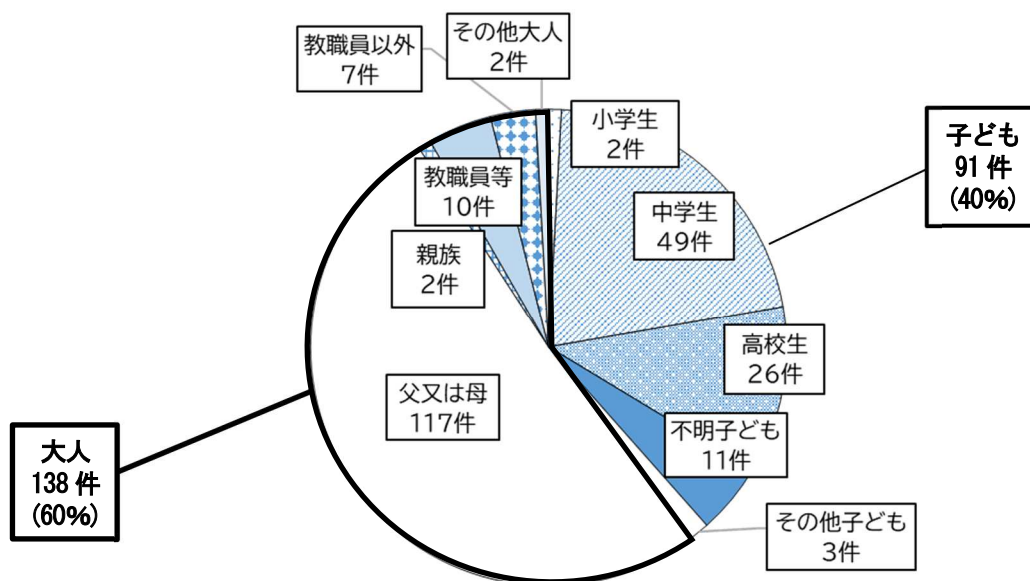


図4 延べ件数の相談者内訳(延べ件数:229件)

#### (4) 相談対象者の内訳

相談対象者とは、誰についての相談かということです。例えば、母親から小学生についての相談があった場合には、「相談者」は母親、「相談対象者」は小学生となります。

「子ども」についての相談は128件で、全体の56%でした。そのうち、多かったのは「中学生」についての相談で、40件でした。

「大人」についての相談は101件で、全体の44%でした。そのうち、最も多かったのは「教職員等」についての相談で68件でした（図5）。

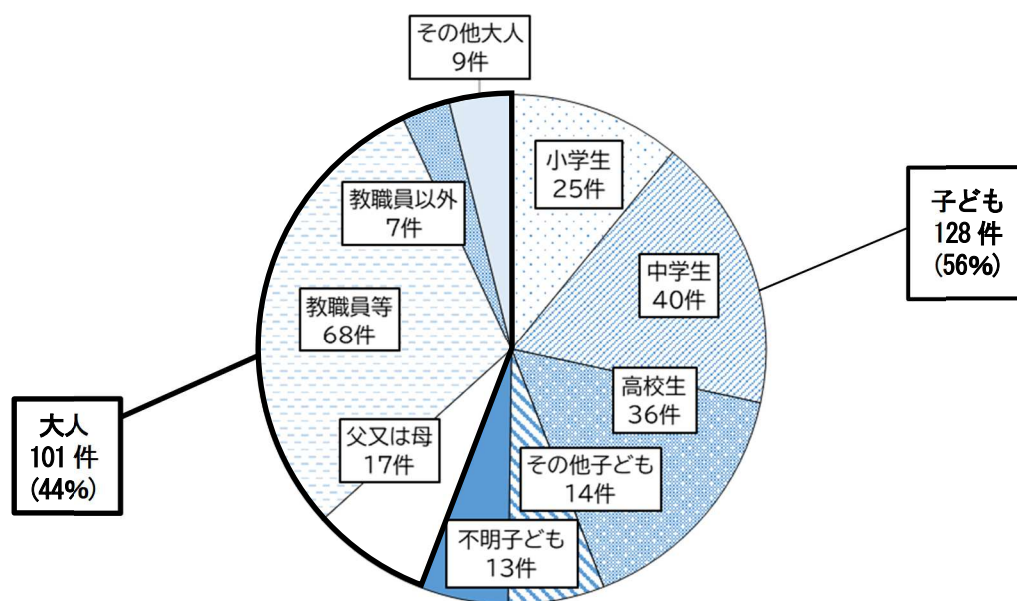


図5 相談対象者の内訳(延べ件数:229件)

### (5) 相談の方法

初回相談で最も多かった相談方法は「電話」の43件で、全体の67%でした(図6)。

延べ件数でも「電話」の122件が最も多く、全体の53%でした。次いで、「メール」が77件で、全体の34%となりました(図7)。なお、今年度よりwebでの相談の受付を開始しました。webでの受付後は、相談者の相談しやすい方法でやりとりを続けています。

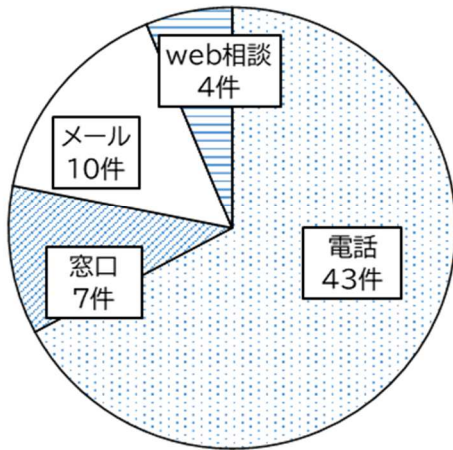


図6 初回の相談方法の内訳(件数:64件)

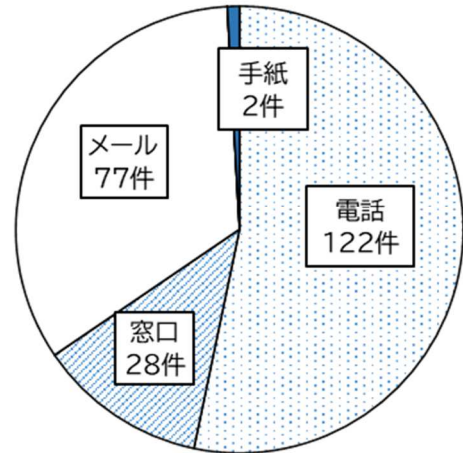


図7 延べ件数の相談方法の内訳(件数:229件)

☆「相談方法別件数」の年度比較はP56参照

相談者と相談方法の関係では、子どもからの相談のうち68件(75%)が「メール」と最も多く、次いで、電話19件(21%)、窓口2件(2%)、手紙2件(2%)となりました(表1)。一方、大人からの相談で最も多かったのが103件(75%)の「電話」でした。

相談者 相談方法	子ども (91件)						大人 (138件)						合計 (計)
	小学生	中学生	高校生	不明	その他	計	父 又は 母	親 族	教 職 員 等	教 職 員 以 外	そ の 他	計	
窓口			2			2	24	1		1		26	28
電話	2	8	3	6		19	86	1	8	6	2	103	122
FAX													
メール		39	21	5	3	68	7		2			9	77
手紙		2				2							2
訪問													
合計(計)	2	49	26	11	3	91	117	2	10	7	2	138	229

表1 相談者・相談方法別件数(延べ件数:229件)

## (6) 相談受付の時間帯と所要時間

相談が最も多い時間帯は「16時～18時」の58件（大人26件、子ども32件）で、全体の26%でした。子どもからの相談が多い時間帯は「受付時間外」で、大人からの相談が最も多い時間帯は「14時～16時」でした（図8）。

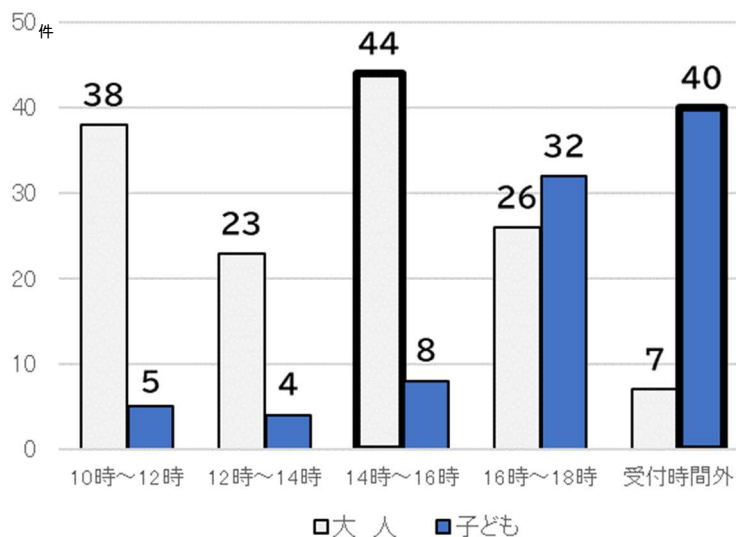


図8 相談受付の時間帯(手紙相談を除く延べ件数:227件)

相談の所要時間について、電話相談（122件）で最も多かったのは「30分未満」の93件（大人78件、子ども15件）でした。また、窓口・訪問相談（28件）で最も多かったのは、「1時間以上2時間未満」の20件（大人18件、子ども2件）でした（図9）。

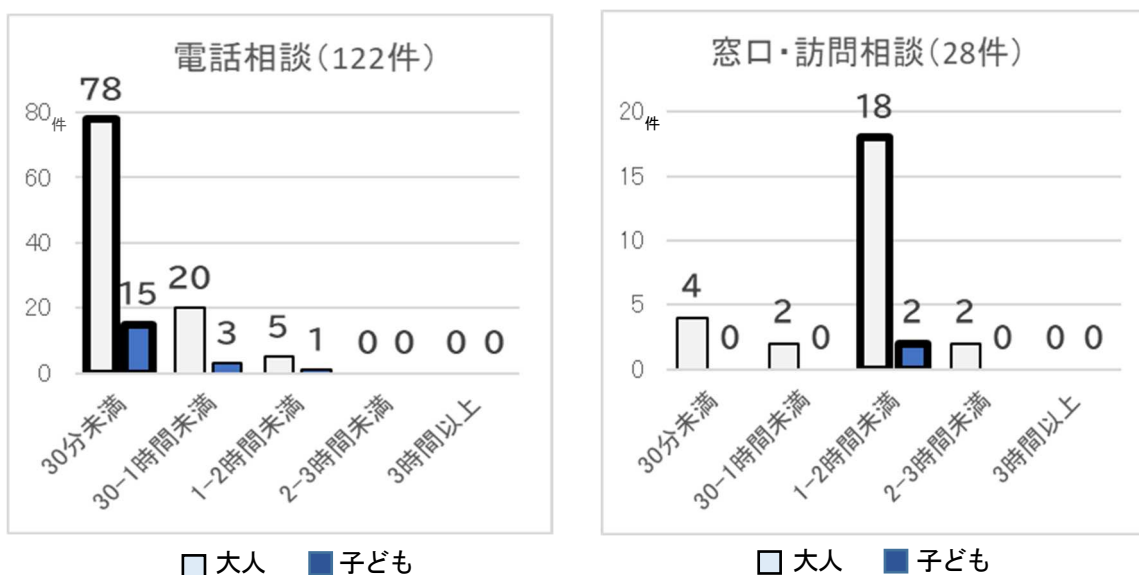


図9 相談の所要時間

☆「相談受付の時間帯」の年度比較はP57参照  
 ☆「相談受付の所要時間」の年度比較はP57参照

## (7) 相談の内容※4

実件数の相談内容を相談者別にみると、以下のような傾向がありました（表2）。

特に子どもからの相談の中で、最も多かったのは中学生からの相談でした。

### ① 小学生からの相談

小学生からの相談内容の内訳は、心身の悩み1件、家族の問題1件で、小学生からの相談は例年に比べて少ない傾向がありました。どちらの相談も電話で相談が寄せられ、調査相談専門員（以下、「専門員」といいます。）が丁寧に聞き取りをしたことで、次第に落ち着きが見られました。

### ② 中学生からの相談

中学生からの相談内容の内訳は、指導上の問題（教職員等）3件、家族の問題3件でした。教員らの対応や態度、家庭での家族との関わり方について悩みが語られました。また、中学生の多くが悩みについて、明確な主訴を持ち、具体的なアドバイスを求めています。専門員が、相談者の悩みや気持ちに寄り添いながら対応することで、相談者の率直な思いが語られたり、日常的な話題も交えながら会話を広げ、相談者の視点の変化が見られた場面も多くありました。

### ③ 高校生からの相談

高校生からの相談内容の内訳は、いじめに関するものが1件でした。メールや電話また専門員との面談など、その時の状況に合わせ、相談者が相談しやすい方法を選択し、継続したやり取りを行いました。

### ④ 大人からの相談

大人からの相談内容の内訳は、学校等の対応の問題11件、子育ての悩み8件、指導上の問題（教職員等）5件、いじめに関するもの5件、不登校に関するもの4件、交友関係1件、行政機関の対応1件、その他・対象外8件でした。

大人の相談者の内訳は、父又は母34件、教職員等5件、親族1件、教職員以外の指導者1件、その他大人（一般市民女性、一般市民男性）2件となりました。父又は母34件のうち、29件は母親からの相談でした。

保護者から寄せられる相談では、学校生活上の課題や、発達特性のある子どもへの関わりに関する悩みが多く見られました。また、学校関係者からも、子どもの同士のトラブルを契機として、保護者間の対立に発展した事案に関する相談が多く寄せられました。子どもの問題自体は落ち着いている一方で、保護者間の問題については収束の見通しが立たず、対応に疲弊している様子が窺えました。青森市子どもの権利相談センターの設置目的上、保護者間の問題に対しては、子どもの権利擁護委員（以下、「擁護委員」といいます。）が直接的な調整を行うことが難しい場合がありますが、「子どもの権利」の視点に立った問題解決の進め方を提案しました。

---

#### ※4 相談の内容



相談者の主たる訴え（主訴）をさします。同一の相談者と相談を重ねていくうちに、主訴の内容が変わっていく場合もありますが、相談内容を総合的にみて、主訴を一つに絞りました。

表2 相談内容の内訳(実件数:64件、延べ件数:229件)



相談者		相談内容											合計(件)				
		いじめ	不登校	進路問題	交友関係	心身の悩み	子育ての悩み	学校等の対応	指導上の問題 (教職員等)	指導上の問題 (教職員以外)	行政機関の対応	家族の問題		児童虐待	不明	その他・対象外	
子ども	小学生	実件数					1					1					2
		(延べ)					(1)					(1)					(2)
	中学生	実件数							3			3					6
		(延べ)							(44)			(5)					(49)
	高校生	実件数	1											1	1		3
		(延べ)	(23)											(1)	(2)		(26)
	未就学児	実件数															
		(延べ)															
	不明	実件数										1		8			9
		(延べ)										(2)		(9)			(11)
	その他	実件数					1										1
		(延べ)					(3)										(3)
	計	実件数	1				2		3			5		9	1		21
		(延べ)	(23)				(4)		(44)			(8)		(10)	(2)		(91)
大人	父又は母	実件数	5	3		1		8	7	5					5	34	
		(延べ)	(21)	(14)		(5)		(21)	(27)	(20)					(9)	(117)	
	親族	実件数		1													1
		(延べ)		(2)													(2)
	教職員等	実件数							4						1	5	
		(延べ)							(9)						(1)	(10)	
	教職員以外の指導者	実件数									1					1	
		(延べ)									(7)					(7)	
	不明	実件数															
		(延べ)															
	その他	実件数													2	2	
		(延べ)													(2)	(2)	
	計	実件数	5	4		1		8	11	5		1			8	43	
		(延べ)	(21)	(16)		(5)		(21)	(36)	(20)		(7)			(12)	(138)	
合計(件)	実件数	6	4		1	2	8	11	8		1	5		9	9	64	
	(延べ)	(44)	(16)		(5)	(4)	(21)	(36)	(64)		(7)	(8)		(10)	(14)	(229)	

☆「相談内容の内訳」の年度比較はP58参照



## (8) 事例紹介

相談者 対象者 相談の主な内容 相談方法	相談の概要
<p><b>事例①</b></p> <p>相談者：母親            対象者：高校生            主 訴：子育ての悩み            方 法：面談</p> 	<p><b>【相談主旨】</b></p> <p>子どもの登校意欲の低下への対応</p> <p><b>【子どもの権利相談センターから】</b></p> <p>母親は、学校欠席が増えていることについて、どのように関わればよいかわからないという思いが強く、対応に困っている様子が窺えました。専門員は母親が抱える戸惑いや負担感に寄り添いながら、気持ちを丁寧に聞き取っていきました。</p> <p>面談を重ねていく中で、母親からは、子どもに対する苛立ちや不安が語られるようになり、その背景には“子どもに素直に向き合えないもどかしさ”や“このまま関係がすれ違ってしまうのではないか”という心配があることが明らかになりました。</p> <p>専門員は、こうした母親の思いを受けとめたうえで、母親の語りの中から見えてきた、子どもの“良い点”や“日々の頑張り”を言葉にして伝えました。その結果、母親は忙しい日常の中で見過ごしていた子どもの姿に気づき、これまで当たり前だと思っていた日々の大切さにあらためて目を向けるようになりました。</p> <p>最終的に母親には、子どもの気持ちやペースを尊重しながら関わっていかうとする姿勢が生まれ、関わり方に対する意識に前向きな変化がみられました。</p>
<p><b>事例②</b></p> <p>相談者：父親            対象者：小学生            主 訴：交友関係            方 法：電話</p> 	<p><b>【相談主旨】</b></p> <p>子どもの友人トラブルへの対応</p> <p><b>【子どもの権利相談センターから】</b></p> <p>子ども同士の些細な喧嘩をきっかけに問題が大きくなり、保護者間のトラブルへと発展し、これまで誠意を持って歩み寄りを図ってきたものの、解決の兆しが見えず、対応に苦慮している様子が窺えました。また、父親の話からは、母親がトラブルへの対応に疲弊しており、その影響で子どもも精神的に不安定な状態にあることが見て取れました。</p> <p>センターから、“子どもの最善の利益は何か”という視点に立ち、まずは子どもの不安を和らげることを最優先に考えた問題解決の進め方を提案しました。専門員とのやりとりを通して、父親はこれまでの経緯や思いを整理することができ、「今後の方向性が見えてきました。」と話され、すっきりとした様子で相談を終えました。</p>

☆事例は、個人が特定されないよう一部変更しています。

相談者 対象者 相談の主な内容 相談方法	相談の概要
<p><b>事例③</b>            相談者：母親            対象者：中学生            主 訴：いじめ            方 法：電話</p> 	<p><b>【相談主旨】</b>            いじめた子と同じクラスになることへの不安</p> <p><b>【子どもの権利相談センターから】</b>            母親は、過去に子どもをいじめたことのあるクラスの生徒と来年度のクラス替えで同じクラスになってしまうのではないかと悩み、また、いじめを受けた時の学校の対応も不十分に感じたことから、もやもやした気持ちを抱えていました。</p> <p>専門員が母親の不安に思う気持ちを1つ1つ丁寧に聴き取っていくと、次第に母親の心配はほぐれていきました。すると母親から、「クラス替えについて、学校に相談することも考えている。」と語られました。そこで、専門員から、子どもの思いを最優先に、家庭内でじっくりと話し合うことを提案しました。相談終盤には、母親から「話を聞いてもらえて安心した。」との発言がありました。</p>
<p><b>事例④</b>            相談者：母親            対象者：高校生            主 訴：不登校            方 法：面談</p> 	<p><b>【相談主旨】</b>            不登校の子どもへの対応</p> <p><b>【子どもの権利相談センターから】</b>            母親は、不登校の子どもへの声掛けについて悩みを抱えていました。将来に向け、生活習慣を改善してほしいと思う両親とは裏腹に、子どもは昼夜逆転の生活をしていました。朝起こそうと思い、声を掛けても暴言を吐かれたりすることがあるようで、“子どもを支えたい”という思いはあるものの、対応に苦慮している様子でした。</p> <p>専門員は、子どもを日々支える母親を労いつつ、母親の不満や苛立ちを受け止めました。また、子どもの権利の観点から“母子にとって、今後どうしていくことが最善か”をセンター内で話し合いました。</p> <p>擁護委員からは、「不登校の問題以上に、まずは子どものエネルギー回復を待つことが重要である。安定した生活を取り戻し、少しずつ前に進めるように、環境を整えていくことが大事なのではないか。」という意見がありました。</p> <p>後日、母親に伝えると「卒業まで子どもを見守り、寄り添っていきたい。」と語られました。</p>

☆事例は、個人が特定されないよう一部変更しています。

相談者 対象者 相談の主な内容 相談方法	相談の概要
<p><b>事例⑤</b></p> <p>相談者：本人            対象者：教職員等            主 訴：学校等の対応の問題            方 法：メール</p> 	<p><b>【相談主旨】</b>            担任の態度についての悩み</p> <p><b>【子どもの権利相談センターから】</b></p> <p>本人は、担任の態度が周囲の生徒と自分で異なるのではないかと悩んでいました。専門員が、相談者とともに丁寧に時間をかけて問題を整理したところ、他の生徒への対応と本人への対応に差はないように感じられたものの、本人はそのことで深く悩んでいる様子でした。</p> <p>これに対し専門員は、本人の感じ方を受け止めつつ、物事の捉え方が広がるような関わりを意識しました。また、同時に学校生活でのポジティブな側面に気づけるよう、エンパワメントを目的とした継続的な支援を行っていきました。</p> <p>様々な話題のやりとりを通し、視野が広がったことで次第に本人の問題へのこだわりも徐々に和らいでいった様子でした。</p>
<p><b>事例⑥</b></p> <p>相談者：本人            対象者：父親            主 訴：家族の問題            方 法：電話</p> 	<p><b>【相談主旨】</b>            父親との関わりについての悩み</p> <p><b>【子どもの権利相談センターから】</b></p> <p>相談者は、両親の言い合いを見る度に、“不安な気持ちになること” “家族の事について悩みを話せる人が周りにいないこと” を悩んでいました。また、両親の言い合いが原因で板挟みになることが多く、父親が相談者に対してもそっけない態度をとることに傷ついている様子が窺えました。</p> <p>専門員は、相談者の不安な気持ちを受けとめて、じっくりと話を聞きました。その中で、相談者は、両親が言い合いをする度に本人が抱く“心配で不安な気持ち”をこれまで両親に伝えたことはなく、「自分へのそっけない態度をやめてほしい。」「以前のように父親と遊びたい。」などと伝えたい気持ちはあるものの、どのように伝えたら良いのか分からないと不安な気持ちが語られました。</p> <p>そこで、父親に気持ちを伝えるために、専門員と一緒にシミュレーションを行いました。当初は自分の思いを言葉にすることへの難しさを感じていた様子でしたが、シミュレーションを通して次第に素直な気持ちを表現できるようになりました。また、本人の中にも“気持ちを言葉にして良いんだ”と気づきがあった様子でした。</p> <p>相談の最後には、「聞いてもらったことで気持ちが軽くなりました。」「父親に伝えてみます。」と明るく、前向きに相談を終えることができました。</p>

☆事例は、個人が特定されないよう一部変更しています。

## 2 調整活動



### (1) 調整活動とは — 子どもの安心の回復のために —

子どもの権利が侵害されている状態とは、子どもを中心とするお互いの関係がこじれていたり、一方通行になっている状態と考えられます。

そのため、お互いの考えていることを理解し合い、存在を認め合い、問題解決のために協力し合えるように、関係を整える活動が「調整活動」です。

調整活動は、問題の解決を図るために、関係する子どもや大人、関係機関等に対して、擁護委員と専門員が連携して働きかけるものです。

調整活動では、まず、問題を取り巻く一人ひとりが語る言葉を丁寧に聴き取ります。同じ事柄でも見方が変われば捉え方も違ってきます。誰が正しくて、誰が正しくないということではなく、お互いがどんな思いを持っているのか、どのように考えているのかを正確に把握することが必要です。事実と各自の気持ちを一つひとつ確かめることで、ボタンのかけ違いを発見したり、今まで見えていなかった姿が見えてきたりします。

その上で、お互いの気持ちをつき合わせることで、問題が整理されて、失われた信頼関係を取り戻し、問題解決に向けた行動の方針を立てることもできるようになります。

調整活動は、子どもやその関係者から、「相談を受けて」、「救済の申立てを受けて」または「救済の申立てがなくてもその救済と権利の回復のために必要があると認めるとき」に、擁護委員の判断で行うこととしています（青森市子どもの権利条例(以下、「条例」といいます)第18条第1項第1号～第3号)。

### (2) 令和7年度の調整活動状況

令和7年度は「調整活動」を5件実施しました（前年度2件）。調整活動の延べ回数は40回となりました（前年度7回）（表3）。

表3 相談項目別の調整先と回数

相談項目	連携先						合計 (回)
	小学校	中学校	高等学校	市教育委員会	その他 行政機関	子ども・ 保護者等	
①指導上の問題 (部活動の顧問の指導)	0	4	0	0	0	3	7
②学校等の対応 (保護者への対応)	0	3	0	0	0	0	3
③学校等の対応 (保護者への対応)	5	0	0	0	0	0	5
④いじめ (同級生への対応)	0	0	5	0	0	17	22
⑤学校等の対応 (保護者への対応)	3	0	0	0	0	0	3
合 計			20		0	20	40

☆「調整活動」の年度比較はP59 参照

### 3 調査活動

#### (1) 調査活動とは

擁護委員は、子どもやその関係者から救済の申立てを受けて、事実の調査を行います。（「申立案件」といいます。（条例第18条第1項第2号））

また、子どもやその関係者から救済の申立てがなくても、擁護委員が救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査を行います。（「自己発意案件」といいます（条例第18条第1項第3号））

事実の調査は、条例第18条第2項に定められた方法により行います。

これらは、あくまでも、「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約第3条第1項、条例第3条第1号）を基本理念とした支援の過程であり、子どもにとってより良い状況が作り出されることを目指すものです。

事実の調査などの結果、必要があると認めるときは、是正措置や制度改善について、市の機関（※6）に対する勧告や、市の機関以外のもの（※7）に対する要請を行います（条例第18条第1項第4号）。

#### (2) 令和7年度の調査活動状況

##### ① 申立案件

令和7年度は、申立案件はありませんでした。

##### ② 自己発意案件

令和7年度は、自己発意案件はありませんでした。

☆「調査活動」の年度比較はP59参照

---

※6 市の機関

市長、市教育委員会等（市立小中学校を含む）の執行機関をいいます。

※7 市の機関以外のもの

国、県、民間機関、私立学校、個人などをいいます。

## 4 関係機関との連携

### (1) 関係機関との連携について

子どもの権利の侵害には、子どもが発達途上にあるために自分がされていること(されたこと)が権利侵害だと理解できなかつたり、権利主張の力が弱いために自ら助けを求めることができないという特性があります。このため、権利侵害が日常化し、心に深い傷を残すことや、その後の成長に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

子どもの権利相談センターでは、子どもの権利の侵害に関する相談と救済にあたり、市内にある各種相談機関(国、県、市、団体・個人など、また領域としては、保健、医療、福祉、教育など)と連携し、子どもの権利侵害の特性に配慮した対応に努めています(条例第16条)。

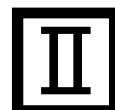
### (2) 令和7年度の関係機関との連携状況

令和7年度は「関係機関との連携」を、10件実施(前年度4件)しました。権利侵害からの救済のために、子どもの権利相談センターが子ども(保護者)の理解を得て、より専門的な機関との橋渡し役となった案件が多くなっています。「関係機関との連携」の延べ回数は30回(前年度8回)になりました(表4)。

表4 相談項目別の連携先と回数

相談項目 \ 連携先	小学校	中学校	高等学校	市教育委員会	その他行政機関	合計(回)
①いじめ (教職員の対応)	0	0	0	1	0	1
②子育ての悩み (子どもとの関わり)	0	0	0	0	3	3
③不登校 (子どもへの支援)	0	0	0	0	3	3
④学校等の対応 (学校外の子の居場所)	0	0	0	4	1	5
⑤不登校 (子どもへの対応)	0	0	0	0	3	3
⑥その他 (行政機関への仲介)	0	0	0	0	2	2
⑦行政機関の対応 (寮の規則への対応)	0	0	4	2	1	7
⑧対象外 (救済の申立て)	0	0	0	0	2	2
⑨いじめ (学校の対応)	0	0	0	1	1	2
⑩指導上の問題 (教職員の指導)	0	0	0	2	0	2
合 計			4		26	30





## 運営会議

---

### 1 運営会議



## Ⅱ 運営会議

### 1 運営会議

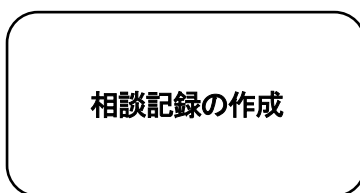
擁護委員は、運営会議を開催し、問題の解決に向けた方針や対応策等を協議検討しています。

運営会議では、子どもの権利相談センターに寄せられた相談及びその対応状況について、擁護委員が専門員から詳細な報告を受けて、スーパーバイザーとして、法律や教育、心理などの専門的見地から相談対応への助言・指示を行います。

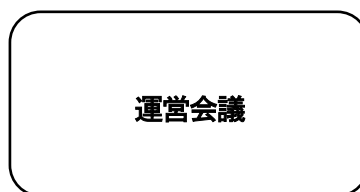
#### (1) 運営会議までの主な流れ



- 子どもの権利相談センターでは、窓口相談、電話、FAX、メール、手紙、訪問、web の7つの方法で、専門員が相談を受け付けます。



- 専門員は、寄せられた相談ケースを運営会議で擁護委員に報告するため、相談記録を作成します。ただし、緊急の対応が必要と考えられる相談ケースについては、適宜擁護委員に報告し、対応方針に関する助言や指示を受けます。



- 運営会議は原則週1回開催し、擁護委員が専門員からの報告を受け、相談ケースの対応方針に関する協議を行います。運営会議には、説明や意見を求めるため、必要に応じて擁護委員以外の人を出席させることができます。なお、運営会議は個人情報を取り扱うため、非公開としています。

#### (2) 運営会議の開催状況

令和7年度は、運営会議を50回開催しました（表5）。

表5 令和7年度運営会議開催状況

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(回)
4	5	4	5	3	4	5	4	4	4	4	4	50





## 広報・啓発活動

---

- 1 広報・啓発活動の役割
- 2 子どもへの広報・啓発活動
- 3 大人への広報・啓発活動
- 4 出前講座
- 5 調査相談専門員が受講した研修、出席した会議



## Ⅲ 広報・啓発活動

---

### 1 広報・啓発活動の役割

広報・啓発活動は、子どもの権利侵害を未然に防止する観点から、相談や調整、調査活動とともに重要なものであり、次のような役割を果たしています。

第一に、子どもに、子ども自身がSOSを発することができる場として子どもの権利相談センターがあることを知らせることです。

第二に、大人に、子どもを権利の主体として尊重する視点や価値観を伝え、日々の生活や子どもとのかかわりに活かしてもらえるように働きかけることです。

条例第10条では、「子どもの権利の普及啓発と学習支援」を掲げています。条例を実効性のあるものとするためには、すべての市民が子どもの権利についての理解を深め、子どもの権利を尊重した取組を行っていくことが求められます。そのため、さまざまな媒体を活用して積極的に広報活動を行うことはもちろんですが、これに加え、子どもの権利の一層の理解を促すため、多様な学習の機会を提供することを規定しています。

また、あらゆる場面で、子どもと大人が共に子どもの権利について適切に学び、お互いの権利を尊重し合うことができるように、市が支援することを規定しています。

困ったときは、一人で悩まないで、  
どんなことでも相談してください。



【マスコットキャラクター】ほたまる

## (1) 広報・啓発活動一覧

子どもの権利相談センターでは、これまで継続的に行ってきた広報・啓発活動を令和7年度も引き続き行いました。(表6)。

表6 広報・啓発活動の実施状況


	項目	実施時期	対象等(配付先)、掲示場所等
子 ど も	(A)「子どもの権利相談センター」チラシの配付 ※P25参照	R7.4月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校の全児童生徒
	令和6年度 青森市子どもの権利相談センター活動報告書の 配付	R7.5月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校 ・幼稚園、認定こども園、保育所、 認可外保育施設 ・児童生徒が利用する公共施設等
	(B)携帯用カード(紙製定規)の配付 ※P26参照	R7.7月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校の全児童生徒
	(C)子どもの権利相談センターだよりvol. 11の配付 子どもの権利相談センターだよりvol. 12の配付 ※P27～P28参照	R7.7月 R7.11月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校の全児童生徒
	(D)青森市子どもの権利条例リーフレットの配付 ①小学1年生～小学4年生版 ②小学5年生～中学生版 ③高校生～大人版 ④特別支援学校用 ※P29～P32参照	R7.11月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校の全児童生徒
	(A)「子どもの権利相談センター」チラシの配付 ※P25参照	R7.1月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校 ・児童生徒が利用する公共施設等
大 人	(C)子どもの権利相談センターだよりの掲示 ※P27～P28参照	R7.7月 R7.11月	・市役所駅前庁舎2階、3階 ・青森市ホームページ
	(E)「子どもの権利の日」パネル展の開催 ※P34参照	R7.11月 R8.1月	・市役所駅前庁舎駅前スクエア ・青森市民図書館7階 ・男女共同参画プラザ「カダール」
	「広報あおもり」への掲載 特集記事の掲載 センター周知記事の掲載	6月号 11月号	・市内全世帯
	スタッフコラムの掲載 ※P35参照	随時	・青森市ホームページ
	出前講座の開催 ※P36参照	随時	・5名以上で参加いただける団体、 グループ
	子どもの権利相談センターからの情報提供	随時	・青森市ホームページ

## 2 子どもへの広報・啓発活動

### (1) チラシや携帯用カード、子どもの権利相談センターだより等の配付

子どもの権利相談センターでは、市内の子どもたちに子どもの権利相談センターを周知するため、令和7年度は、チラシや携帯用カード（紙制定規）、リーフレットを市内の全児童生徒に、子どもの権利相談センターだより、ポスターを市内の全小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に配付しました。

(A) 「子どもの権利相談センター」チラシ 表面/裏面



**子どもの権利  
FAX相談 & お手紙相談**

① このままFAXするか → FAX: 017-763-5678 へ ② この用紙を封筒に入れて送ってね

☆相談したいことは、次のどれにあてはまりますか。1つ、えらんでください

いじめ  体罰や暴力  友達のこと  学校のこと

家族のこと  自分のこと  そのほかのこと( )

☆相談したいことを書いてね

★「子どもの権利相談センター」からのお返事がほしいときは、忘れずに、あなたの名前、住所、電話番号を書いてください。

〒030-0801 青森市新町1丁目3番3階  
子どもの権利相談センター 行

お名前(姓) 学年

お送先は、  
どれがよいか、  
1 FAXがよい  FAX番( )  
2 電話がよい  電話番号( )  
3 手紙がよい (※ 電話は、平日の午前10時～午後5時まで)

〒 郵便番号

# 悩んでいること 相談してみませんか?

**こういうとき、ありませんか?**

- クラスメイトにいじめられている
- 自分の気持ちを聞いてほしい
- 本登校で悩んでいる
- 兄弟と比べられて苦しい
- クラブチームを辞めさせてもらえない
- 家族のことで困っている

**気持ちを話す**

子ども権利相談センターの専門家が3名います!

ひとりで悩まないで、あなたの気持ちを聞かせてください。あなたの気持ちを大切にします。

一緒に考える

あなたの気持ちを、じっくりと聞いて、どうすれば安心できるかを一緒に考えます。

**調べる、伝えるなど**

あなたの周りの大人にお話を聞いたり、協力をお願いできます。また、あなたの気持ちを代わりに伝えることも出来ます。

**わかった! 安心できた**

あなたが「もう大丈夫。」と、思えるまでやりとりを続けることができますよ。

**青森市子どもの権利相談センター**

☎ 電話で話す...0120-370-642 (全国からかけられます)

🗨️ 会って話す...子どもの権利相談センターで話す

✉️ 手紙を送る...〒030-0801 青森市新町1丁目3-7 市役所前3階 子どもの権利相談センター

📧 メールを送る...ao-kodomokenri@city.aomori.jp

※青森市にお住まいの8歳未満のお子さんと、その周りの大人が対象です。



# 青森市子どもの権利相談センターだより

Vol.11 2025年7月発行

「子どもの権利相談センター」の愛称がきました☆  
その名も…



むかしは仲間と  
いろんなところを回って、悩  
んでいる人を助けていたけど、  
道にまよってセンターにすみ  
ついたんだよ

くほたまるの夢  
みんなが安心して眠れる  
世界にすること

キャラクター誕生！

## 『ほたまる』

くお腹の光  
ほたまるの気持ちで色が変わるよ！  
嬉しいときは「黄色」  
悲しいときは「水色」になるんだ

ても  
手に持っている  
「ホッとランタン」で  
子ども達の道を照らす、  
心優しい妖精



### 青森市子どもの権利相談センター「ホッたるうむ」

☎ 電話で話す・・・0120-370-642

(お金はかかりません)

🗨️ 会って話す・・・子どもの権利相談センターで話す

✉️ 手紙を送る・・・〒030-0801 青森市新町1丁目3-7 市役所駅前庁舎3階  
青森市子どもの権利相談センター「ホッたるうむ」

✉️ メールを送る・・・ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp

【相談ができる時間】

月～金曜日 10:00～18:00  
土日祝日・年末年始はお休み

かんたん！



相談の  
申込みは  
WEBでも  
できます！

※青森市にお住まいの18歳未満の子どものと、その周りの大人が相談できます。

# 青森市子どもの権利相談センター 「ホッたるっむ」だより

Vol.12 2025年11月発行

1番最初に電話やメール等  
色々な方法でみんなの悩みを  
受け取っているのが  
3人の相談員なんだ!

みんなの悩みを  
よく聞いて、解決まで  
一緒に考えるよ!



## 「ホッたるっむ」の相談員紹介

**なんでも、  
気軽に相談してね♪**

【資格】保育士・幼稚園教諭

Q 学生の頃やっていた部活は?

A. **バスケット部・器械体操部**

Q 幸せを感じる時は?

A. **大好きな歌手のライブに行けた時**

Q 自分を動物に例えると?

A. **ウサギ・アザラシ**  
(顔が似てるらしい)

**ゆっくりあなたのペース  
で大丈夫だよ◎**

【資格】精神保健福祉士

Q 子どもの頃の将来の夢は?

A. **CA(キャビンアテンダント)**

Q ストレス解消法は?

A. **自転車に乗る・ヨガをする**

Q 1日の中で好きな時間は?

A. **帰宅してから料理をするまでの、  
コーヒを淹れて一息つく時間!**

**秘密は守るから、  
安心してね!**

【資格】保育士・幼稚園教諭

Q 好きだった給食のメニューは?

A. **チキン竜田揚げ**

Q 休みの日の過ごし方は?

A. **ショッピング!**

Q もし魔法が使えたら…?

A. **世界から病気をなくす!**

青森市子どもの権利相談センター「ホッたるっむ」

☎ 電話で話す・・・0120-370-642  
(お金はかかりません)

🗨 会って話す・・・子どもの権利相談センターで話す

✉ 手紙を送る・・・〒030-0801 青森市新町1丁目3-7 市役所駅前庁舎3階  
青森市子どもの権利相談センター「ホッたるっむ」

✉ メールを送る・・・ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp

【相談ができる時間】  
月～金曜日 10:00～18:00  
土日祝日・年末年始はお休み

かんたん!  
相談の申込みは  
WEBでも  
できます!

※青森市にお住まいの18歳未満の子どもと、その周りの大人が相談できます。

# あなたに知ってほしい！！

## 子どもの権利のこと

### ～青森市子どもの権利条例～



あなたは、世界にたった一人の大切な人です。  
青森市には、子どもたちが、みんなに愛されながら、元気に  
育ってほしいというねがいをこめた、「青森市子どもの権利条  
例」という市のきまりがあります。

※青森市子どもの権利条例は、青森市の  
ホームページでも見るができます。

↓ ↓ ↓



#### 【問い合わせ先】

青森市こども未来部こども・若者政策課  
〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号  
青森市役所 駅前庁舎3階

TEL : 017-734-5320

FAX : 017-763-5678

(高校生～大人版)

## 「子どもの権利」ってなんだろう？

11月20日は  
青森市子どもの権利の日



すべての子どもは、親や大人から大切にされて、しあわせに生きることができます。  
このことを「子どもの権利」といいます。

子どもの権利は、あなたにも、ほかの人にもあります。  
自分とおなじように、ほかの人を思いやる気持ちを作ってください。

～あなたには、つぎのような権利があります～

### おどなのやくそく

子どもの権利を大切にします！  
力をあわせて、子どもたちをささえます！  
子どもにとっていちばんいいことは何かを  
考えます！



自分と同じように、  
相手にも権利がある  
ことを忘れちゃいけ  
ないんだね。



相手を思いやる  
気持ちが大切だ  
よ！！

#### ① 安心して生きる権利

命がいのち  
危ない  
切。平和で安全  
にくらすことが  
できるよ。



ぼくたちはみんな、  
驚かれながら大き  
く育つことができ  
るんだ。

こまっていると  
きや不安に思っ  
ているときは、  
相談することが  
できるよ。

どんな理由  
があっても  
差別されな  
いんだ。

#### ② 自分らしく生きる権利

自分がきめた  
夢や目標にむ  
かってチャレンジ  
しよう。



安心して過ごすこ  
とができる時間や  
場所をもつことが  
できるんだ。

自分が思ったこと  
や感じたことは、  
自由に表現してい  
いんだ。

自分にとつて必要  
なことをおしえて  
もらうことができ  
るよ。

ひとり一人が大切な  
存在なんだ。  
人とながっている  
ことは、はずかし  
いことじゃないよ。

#### ③ 豊かで健やかに育つ権利

子どもは、遊ん  
だり、学んだり  
しなから育つこ  
とができるよ。



芸術やスポーツに  
ふれることも、心  
を豊かにするため  
には大切だね。

青森市の伝統や  
文化にふれるこ  
とも大切だよ。

青森市の豊かな  
自然も、私たち  
をたくましく育  
ててくれるよ。

ましかつたり失敗  
したりすることを  
こわがらないで、  
どんどんチャレンジ  
してみよう。

#### ④ 意見を表明し参加する権利

自分の思いや考  
えを言ってもい  
いんだよ。



相手の思いや考  
えも大切にしな  
くちゃいけない  
ね。

ぼくたちの意見は、  
大切にしてみら  
えるよ。

仲間であつまって、  
自分たちで活動す  
ることができるよう  
でも、相手のめい  
わくになるような  
ことは、してはい  
けないんだ。

## 「青森市子どもの権利条例」の大事な考え方は？



条例では、次のような考え方もとづいて、子どもの権利を大切にすることを約束しています。

### ★「子どもの最善の利益」を優先します！

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今もっとも良いことは何かを第一に考えます。

### ★子ども一人一人が権利の主人公です！

子どもは、大人に守られるだけの存在ではなく、自分の意見を言ったり、自分の権利を認めてもらうことができます。

### ★成長に合った、さまざまな支援が受けられます！

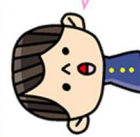
子どもは、一人一人の年齢や学年、発達段階に応じた支援を受けることができます。

### ★ほかの人の権利も大切です！

子どもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、ほかの人の権利を大切にしなければなりません。

### ★子どもの権利を大切にするのは大人の役割です！

親や学校の先生、地域の人など、すべての大人は、子どもの権利を大切にしなければなりません。



相手を思いやる気持ち  
が大切だよ！！



自分と同じように、  
相手にも権利がある  
ことを忘れちゃいけないんだね。

11月20日は「青森市子どもの権利の日」

## みんなにはどんな権利があるの？



すべての子どもは、生まれたときから、しあわせに生きるための権利を持っているよ。子どもたちが、健康に成長できるように、「青森市子どもの権利条例」では、子どもにとって大切な権利を次のように定めているよ！

### 安心して生きる権利

守ってもらえる！  
助けてもらえる！  
いじめられない！  
暴力・差別を受けない！  
相談できる！  
命が守られる！

### 豊かで健やかに生きる権利

遊ぶ！学ぶ！  
いろいろな体験をする！  
楽しい時間を過ごす！  
失敗しても何度でも  
チャレンジできる！

### 自分らしく生きる権利

ありのままの自分でいられる！  
安心できる居場所がある！  
プライバシーが守られている！  
自由に過ごせる時間がある！

### 意見を表明し参加する権利

知りたいことを教えてもらえる！  
自分の気持ちや考えを表現できる！  
自分に合った活動ができる！  
話し合いの場にいられる！



いま、不安だ、悲しい、苦しいと  
感じているとしたら、  
安心して生きる権利が  
守られているとは言えません！



自分の気持ちや考えを  
なかなか言えない…  
自由な時間がない…

## 1 「青森市子どもの権利条例」とは？

青森市では、「子どもの権利条約」(※1)の理念に基づき、子どもが愛情をもって育まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとっても大切な権利の保障を図ることを目的として、「青森市子どもの権利条例」を制定しました。

(※1) 「子どもの権利条約」

世界中の子ども一人一人が人間として当然持っている権利を保障し、子どもたちがこれらの権利行使できるように1989年(平成元年)に国際連合において採択されました。我が国は1994年(平成6年)に批准しています。

## 2 子どもの権利保障の基本的な考え方

この条例では、子どもの権利保障は、次のような基本的な考え方に従って進められなければならないことを定めています。

**子どもの最善の利益を優先して考えること**

「子どもの最善の利益」とは、「子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとっても今よりも良いことは何かを第一に考える」という子どもの権利条約の基本理念に基づいた考え方です。

**子ども一人一人が権利の主体として尊重されること**

子どもは、単に保護される対象ではなく、権利を行使する主体でもあるという考え方です。

**子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること**

子どもは、その年齢や成長、発達の段階に応じて、それぞれ異なる対応が求められることから、子ども一人一人の成長や発達の違いに応じた適切な支援が行われるべきであるという考え方です。

## 3 大人の責務

この条例では、子どもの権利を尊重するために、大人が果たさなければならない責務を定めています。  
子どもの権利を尊重することは、単に子どもの要求や意見をそのまま受け入れることではなく、子どもの最善の利益を考慮して行われなければならない。

**保護者の責務**

保護者は、**子育ての第一の責任者**として、子どもの権利を尊重しなければなりません。

**地域住民の責務**

地域住民は、**地域が子どもの成長と発達にとって重要な場**であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。

**育ち学ぶ施設(※2)の関係者の責務**

育ち学ぶ施設の関係者は、**子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を担う**ことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。

(※2) 育ち学ぶ施設

保育園、学校、児童養護施設その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通園し、通学し、入所し、利用する施設のこと。

11月20日は「青森市子どもの権利の日」

## 4 子どもにとっても大切な権利

この条例では、子どもには、健やかに成長し発達していくために、次のような権利が保障されなければならないことを定めています。

**安心して生きる権利**

- 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。
- 愛情をもって育まれること。
- 食事、医療、休養が保障され、健康的な生活を送ること。
- いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること。
- 性別、国籍、障がいなどを理由に、いかなる差別も受けないこと。
- 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること。

**自分らしく生きる権利**

- 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
- フライバーや自らの名義が守られること。
- 自分が思ったことや感じたことを表現すること。
- 自分にとって必要な情報や知識を得ること。
- 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること。
- 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。

子どもの権利は、何らかの義務を果たすことを条件に保障されるものではなく、生まれながらにして、すべての子どもに無条件に認められるべきものです。

**豊かで健やかに育つ権利**

- 遊ぶこと。
- 学ぶこと。
- 芸術やスポーツに触れ親しむこと。
- 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと。
- まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること。

**意見を表明し参加する権利**

- 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。
- 自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。
- 自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。
- 仲間をつくり、集まり、活動すること。



他人の権利を尊重することも大切です！！

この条例では、子どもが権利を行使する際には、社会のルールを守り、他人の迷惑にならないようにする必要があることから、「子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません」(第5条)と規定しています。

## (2) 小・中学校における「青森市子どもの権利条例」の理解を深める活動の実施

子どもの権利相談センターでは、市教育委員会と連携し、11月20日の「青森市子どもの権利の日」に合わせて、子どもの権利に関する理解を深めるための活動を実施しています。市内各小・中学校では子どもの権利について学習する場を設け、子どもの権利相談センターが配付した「青森市子どもの権利条例」リーフレットを活用しながら“子どもにとって大切な権利”について理解を深めました。

☆「青森市子どもの権利条例」リーフレットはP30～P33 参照

### 【 子どもの権利の学習後に寄せられた感想です 】

- 僕は自分らしく生きれば良いということがわかりました。人がそれぞれ一人一人大切なそんざいという事がわかりました。自分が決めたゆめをわらわれても何でもチャレンジしたらいいということをわすれないでゆめにむかっていきたいです。それとじぶんにはつようなことをおしえてもらうけんりがあることもはじめてしりました。

(小学3年生)

- 私は自分らしく生きるけんりがあるということがわかりました。感想は、みんな一人ひとりに自分らしく生きるけんりがあるということを知って安心した気持ちがありました。自分が決めた夢や目標に向かってチャレンジしたり、自分が思ったことや感じたことは自由に表現していいということが知れてよかったです。私らしく生きていきたいと思いました。

(小学4年生)

- ぼくは安心して生きる権利があるということがわかりました。なぜかと言うと自分は、友達と関わるのが少しむずかしくて、友達との関係で嫌になることがあったけど、安心して生きる権利があるということがわかりました。なのでこれからは安心して生活していきたいし、権利を意識したいです。

(小学5年生)

- 子どもには権利があり一人ひとり個性があるのでお互いに認め合ったりすることが大切だと思いました。普段は権利条約のことを忘れてしまいがちだけど困ったときは大人に相談したりして笑顔が耐えない生活ができるような社会になってほしいなと思います。

(中学3年生)



☆本文は原文のまま掲載しています。

### 3 大人への広報・啓発活動

#### (1) パネル展示による広報・啓発活動

子どもの権利相談センターでは、大人を対象に子どもの権利について周知するため、11月20日の「青森市子どもの権利の日」に合わせて、「子どもの権利の日パネル展」を開催しました。令和7年度は、昨年度に引き続き、青森市民図書館でもパネル展を開催したほか、新たに、青森市男女共同参画プラザ「カダール」で開催されたカダールフェスタにおいてパネル展示を実施し、子どもの権利の普及・啓発に努めました。

#### (E) 「子どもの権利の日」パネル展



市役所駅前庁舎駅前スクエア（11月4日～7日）





青森市男女共同参画プラザ「カダール」  
（1月24日～2月1日）



青森市民図書館（11月5日～27日）

## (2) 青森市ホームページにスタッフコラムを掲載

子どもの権利相談センターでは、青森市ホームページに子どもの権利相談センターのページを開設し、擁護委員の子どもの権利に関する思いや感想などをコラムとして掲載しています。令和7年度に掲載したスタッフコラムは次のとおりです。

 小笠原仁美 委員	第1号 スクールソーシャルワーカー(SSW)とその役割について
	第2号 スクールソーシャルワーカー(SSW)とその役割について②
	第3号 スクールソーシャルワーカー(SSW)とその役割について③
スクールカウンセラーもスクールソーシャルワーカーも「子どもたちが抱える課題を解決に向けて支援していく」ことは一緒です。それぞれの役割やアプローチ方法についてまとめました。	
 関谷道夫委員	第4号 子どもの幸福感 ～ユニセフの子どものウェルビーイング(幸福度)～
	第5号 子どもの幸福感② 多極化する子どもの世界 ～深刻な「子どもの自殺」「いじめ」「不登校」「児童虐待」
	第6号 子どもの幸福感③ 大人の幸福感 ～大事な人に支えられていますか？～愛する人の眼差し、愛する人の面影～
	第7号 子どもの幸福感④ ～先の不確かな時代をしなやかに生きる～
	第8号 子どもの幸福感⑤ ～子どもメンタルヘルスに投資を！～
子どもの幸福度の現状、予測困難な現代を生き抜くしなやかさを育むことや、子どものウェルビーイング、特にメンタルヘルスケアへの投資の必要性について話しています。	

☆詳細は青森市ホームページ「子どもの権利相談センタースタッフコラム」をご覧ください。

## (3) 「広報あおもり」に子どもの権利相談センターへの相談方法等を掲載

子どもの権利相談センターでは、子どもの権利相談センターの周知を行うため、「広報あおもり」に子どもの権利相談センターへの相談方法を掲載しました。

特に、6月号には、子どもの権利相談センターの1年間の活動をまとめた活動報告書について、相談事例を交えて紹介する記事を掲載しました。

## (4) 市役所駅前庁舎・青森市ホームページに子どもの権利相談センターだよりを掲示

子どもの権利相談センターでは、7月、11月の計2回、子どもの権利相談センターだよりを作成し、市内の全小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に配付しました。センターだよりは、青森市役所駅前庁舎2階、3階に掲示しているほか、青森市ホームページの子どもの権利相談センターのページでご覧いただけます。


☆センターだよりはP27～P28 参照

## 4 出前講座

子どもの権利相談センターでは、子どもの権利の普及・啓発を図るため、擁護委員による出前講座を実施し、子どもの権利について学び、理解する機会を提供しています（表7）。


表7 出前講座の実施状況

実施時期	講演テーマ	参加者(団体)	参加者数
R7.4月	 児童虐待・不適切保育①②	佃保育園職員	21人
R7.4月	 「子どもの権利」について	市子ども会議委員	17人
R7.5月	 昨今の多様な学校課題について	青森県公立小・中学校女性校長会	23人
R7.8月	 「子どもの権利」について	市子ども会議委員	10人
R7.10月	 遊び心でコミュニケーションを学ぶ	戸山団地地区民生委員児童委員協議会	11人
R7.10月	 青森市子どもの権利相談センターの紹介	青森県内のスクールソーシャルワーカー他	12人
R7.11月	 子どものしあわせの指針としての子どもの権利	筒井町会	8人
R7.11月	 子どものしあわせの指針としての子どもの権利	戸山団地地区民生委員児童委員協議会	9人



- ・ 具体的な事例から、どのように対応していけばよいのか、とても勉強になりました。  
子どもの権利擁護委員の方々がいる青森市がうらやましいです。
- ・ 最初から最後まで楽しくお話を聞くことができました。私も子育てが再度できるのであれば、又違ったかも知れない。  
あなたはあなたのままで良い、私は私のままで良い。自分を大事にできる人は他人も大事にできる。子どもの話を良く聞いてスキンシップをとる。  
「大人は敬意をもってその発達を保証しなければならない」という言葉にハッとさせられました。
- ・ とても分かりやすく又聞きやすかったです。  
私自身、親ですのもっと早くにこの講座に出会っていたらと心から思いました。貴重な時間でした。本当にありがとうございました。  
※子ども時代そして子どもは宝です。

出前講座のご意見・ご感想の一部を紹介します！



☆本文は原文のまま掲載しています。

## 5 調査相談専門員が受講した研修、出席した会議

### (1)発達障害が気になる子の具体的な対応について

- 主 催：青森県／社会福祉法人青森県社会福祉協議会  
日 時：令和7年12月15日  
場 所：青森県観光物産館アスパム6階「岩木」  
内 容：「より良いこどもの居場所づくりのためのセミナー」シリーズ第二回として、「発達」「支援」「学習」「適応」などをテーマに、子どもたちの成長過程で直面する諸課題への理解を深め、実践的な支援に繋げる。

### (2)他方自治から広げる子どもの権利～子どもと創る、子どもにやさしいまちづくり～

- 主 催：令和7年度「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2025 三芳町  
日 時：令和8年2月7日、8日の計2日間  
場 所：三芳町文化会館 コスピみよし ホール  
内 容：自治体は、子どもの生活に直結する施策を実施することができるという強みを生かしつつ、権利保障の不均衡や制度的な限界をどう克服していくか、そして地方自治をどのように子どもの参加で創っていくことができるかについて検討する。



## IV

### 子どもの権利擁護委員からのメッセージ

「子どもの声を聴くために私たちができること」

子どもの権利擁護委員 小笠原 仁美

「不確かなスペクトラムの世界

～『白』でもない『黒』でもない曖昧さに寄り添う～」

子どもの権利擁護委員 関谷 道夫



## IV 子どもの権利擁護委員からのメッセージ

---

### 子どもの声を聴くために私たちができること



子どもの権利擁護委員 小笠原 仁美

#### 「子どもの最善の利益のために」

子どもに関わる仕事に就いている人たちは、この言葉を念頭に置きながら、日々多くの判断を行っていることと思います。しかし、時間的な制約や限られた人員の中で、子どもの思いや考えを十分に聴くことが難しい場面も少なくありません。

「子どもの意見表明権」は、そうした状況にある現場において、改めて立ち止まって考える視点を与えてくれます。

子どもの権利相談センターは、子どもの権利侵害に関する相談窓口として運営されています。本稿では、日々子どもの声に向き合う立場から、子どもの意見表明権について改めて考えてみたいと思います。

#### ◇子どもの意見表明権って？

子どもの意見表明権は、1989年に国連で採択された「子どもの権利条約」に明記され、日本も1994年に当条約を批准しています。条約第12条では、要約すると「子どもが自分に影響を及ぼすすべての事柄について、自由に意見を表明する権利を有し、その意見は年齢や発達に応じて相応に考慮されるべきである」という内容が書かれています。進路や生活、支援の内容、措置、医療、学校や家庭のことなど、子どもを取り巻くさまざまな事柄について、強制されたり不利益を受けたりすることなく、子どもの意見が判断材料として正当に位置づけられることを意味しています。

ここには、子どもを単なる保護の対象としてではなく、自らの人生に関わる決定に参加する主体として捉えるという考え方が示されています。

#### ◇「言わせる」ことではなく「聴く」こと

子どもの意見表明権は、子どもに必ずしも意見を言わせることではありません。言いたくないときは言わなくて良く、言葉にできない思いが、沈黙や態度として表れることもあります。大切なのは、形式的に意見を聴いたかどうかではなく、その声をどのように受けとめ、どのように考え、判断に活かしたかという点です。また、子どもに判断の責任を負わせるのではなく、大人が責任をもって判断するために、子どもの思いを丁寧に聴いているかどうか問われています。

### ◇意見表明等支援事業という仕組み

子どもの意見表明権を具体的に支える仕組みの一つに、意見表明等支援事業があります。

この事業は、2022年の児童福祉改定法により、制度として明確に位置づけられました。子どもが自ら意見を表明することが難しい場合に、第三者が話を聴き、気持ちや考えを整理したり、本人の同意を得たうえで意見を伝えたりする支援です。

この事業は、自治体において実施が義務づけられているものではなく、努力義務とされています。実際に取り組みが進んでいる自治体では、児童養護施設や里親家庭など、社会的養護のもとにある子どもを中心に関わる事例が多く見られます。

なお、子ども向けに意見表明やアドボカシー<sup>※1</sup>を分かりやすく伝える取り組みとして、YouTube「アドボケイトひろめ隊」<sup>※2</sup>では、アニメ形式の説明動画も公開されています。

### ◇子どもの権利相談センターの役割

子どもの権利相談センターには、保護者からの相談が最も多く寄せられていますが、子ども自身からの相談もあります。友人関係の悩みや心身の不調など、一見すると身近な悩みに思える内容であっても、本人にとっては深刻で、強いストレスとなっていることが少なくありません。

センターでは、こうした声を丁寧に聴き取りながら、子どもの権利擁護委員と調査相談専門員が話し合いを重ね、子ども本人とともに、これからの道筋を考えていきます。ここは、子どもが安心して気持ちを話せる場所であり、意見表明権を日常の中で支える大切な役割を担っています。

### ◇子どもの声を聴くということ

子どもの意見表明権は、子どもにとっての大切な権利であると同時に、私たち大人の判断の質を高める視点でもあります。

子どもの声を真剣に聴こうとする姿勢そのものが、子どもからの信頼を育て、よりよい関係につながっていくのではないのでしょうか。

(おがさわら ひとみ 社会福祉士・スクールソーシャルワーカー)



※1 「擁護」「支持」という意味で、個人が本来持っている権利をさまざまな理由により行使できない人に代わり、その実現を支援する仕組みのこと。

※2 子どもアドボカシーの普及と啓発を目的とした活動を行っている。

# 不確かなスペクトラムの世界

～「白」でも「黒」でもない曖昧さに寄り添う～



子どもの権利擁護委員 関谷 道夫

## 1. スペクトラムとは？

「**スペクトラム** (spectrum)」は、「**連続体**」あるいは「**範囲**」と訳される言葉で、光学や物理学で使われる用語です。明確な境界線がなく、連続的な段階や範囲（連続体）として存在する状態のことを言います。

例えば、**虹(光のスペクトル)**のように、明確な境界線がなく、多様な特徴がグラデーション状に連なっている様です。**人によって、虹は、3色にも5色にも7色にも見えます。**

私どもの認識には、白か黒か？ 正答か誤答か？ アウトかセーフか？ 合法か違法か？ 全か無か？ など二者択一的発想が付きまといまいます。そこには、明らかな境界線があるものと想定されています。ものごとを**単純な因果関係**に落とし込むのと同じ構造です。



こうした思考パターンは、とてもシンプルで、誰にでも理解しやすいものですが、一方で、ものごとの「**複雑性**」を忌避し、実態から乖離していることが多いものです。世の中の多くは、**複合的要因**が複雑に絡み合い、加えて、全く違う**幾多のベクトル**が交差する、曖昧で不確実な世界です。

## 2. 自閉症スペクトラム

**発達障害(ASD・ADHD)**を抱えた裁判官が難解な事件に挑む法廷ヒューマンドラマ『**テミスの不確かな法廷**』で、発達障害の裁判官役を本県出身の松山ケンイチが好演しています。テミスは、**目隠し**をして、左手に「**剣(力)**」、右手に「**天秤(公平)**」を持つギリシア神話に登場する女神です。

いわゆる**発達障害の増加**が話題となっています。その昔、「**自閉症**」という概念が登場した時は、その発症率は極めて小さな数字でしたが、最近の厚労省の調査によると、日本国内では約10人に1人が発達障害に該当すると推計されています。発達障害は、**バブル状態**とも呼ばれ、決して珍しいものではなくなりました。

「**スペクトラム**」で最初に思い起こすのは、この発達障害の分野です。2013年に公開されたDSM-5<sup>\*1</sup>では、「自閉症」「アスペルガー症候群」などに個別に分類されていたものを、特性の連続体(スペクトラム)とみなし、「**自閉症スペクトラム障害(ASD)**」と分類されるようになりました。

※1 DSM:精神疾患の診断基準・診断分類の1つ。「精神疾患の診断・統計マニュアル」(Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders)

ASDの発症メカニズムは、明確に解明されていませんが、自閉症の研究者であるローナ・ウィングの「自閉症はスペクトラム（連続体）を構成する」という主張は、多くの臨床家と研究者の支持を受けています。

「障害があるかないか」という捉え方ではなく、「特性の程度の差」つまり「濃淡」であるという捉え方です。その特性の程度によって明確な線引きなく、一つの連続した範囲として捉えられます。

発達障害はまさに**発達途上の概念**です。その概念の浸透とすそ野の広がり、どこに落ち着くのか関心をもっています。

### 3. ハラスメントのスペクトラム

職場でのハラスメント（Harassment：いじめ・嫌がらせ）をよく耳にします。近年は、職場のハラスメントやメンタルヘルスが、重要な**経営課題**となっています。（「**健康経営**」「**人的資本経営**」）

職場のハラスメントが、**個人的な問題&当事者間の二者関係**のトラブルやコミュニケーション不調の問題としてではなく、それを**許容している組織**の企業風土・労働問題・企業経営上の構造的な問題として理解されるようになってきました。

面倒なところは、行為者当人は、ハラスメントの認識が希薄で、ほとんど反省しない一方で、被害者の痛みが甚大だということです。ハラスメント不調、休職・離職、精神疾患・自殺という重大事態に発展します。常に、**超えてはいけない一線**が問題となりますが、とても**“ビミョー”**です。

2018年ハーバード・ビジネス・レビューで、キャスリーン・テリー・リアドンは、「**職場におけるセクシャル・ミスコンダクトのスペクトラム（SSMW）」**を示しました。セクシャル・ミスコンダクト（性的不適切行為）をスペクトラム（連続体）として捉えたものです。

- ① **概して侮辱的でない**（ヘアスタイルや服装などについての日常的な発言）
- ② **気まずくさせる／軽度に侮辱的**（女性に不利なジェンダーの違いに言及・暗示する発言）
- ③ **侮辱的**（ジェンダーの違いに鈍感だったり、傲慢だったりする態度）
- ④ **極めて侮辱的**（意図的に侮辱する発言や行動）
- ⑤ **明らかなセクシャル・ミスコンダクト**（下品な行動、身体に実際に触れる行為）
- ⑥ **重大なセクシャル・ミスコンダクト**（無理強い、性的虐待、暴行を伴う言動）

容貌に触れる軽微な言動から、明らかな性的暴力までの**グラデーション状態**になっています。

実際に、2025年10月、職場で「**〇〇ちゃん**」と名前を呼ばれたのはセクハラだとして、〇〇急便の営業所に勤めていた40代女性が年上の元同僚の男性に約550万円の慰謝料を求めた訴訟の判決で、東京地裁は、「**許容される限度を超えた違法なハラスメント**」と認定し、**22万円**の支払いを命じました。裁判官は、ちゃん付けは幼い子どもに向けたもので、業務で用いる必要はないとし、**男性が親しみを込めていたとしても不快感を与えた**と指摘。一連の発言も含め「**羞恥心を与える不適切な行為だった**」と判断しています。

日常で、「いつも可愛いね」「髪切ったね」「今日もきれいだね」「美人だね」「今日の服・髪型が素敵だね」「女性らしい」「△△ちゃん」などと発言していないでしょうか。

ちょっと前には日常的だったルッキズム<sup>※2</sup>発言も、今や批判的になることを忘れてはいけません。（筆者はいつも周りから注意されています。）

#### 4. 保育所等の虐待スペクトラム～「不適切保育」から「虐待」へ～

不適切保育とは、子どもの人権や人格を尊重せず、心身に悪影響を与える可能性のある暴言・体罰・食事の強要・適切なケアの欠如・過度な放置などの保育行為全般を指します。

数年前から、園児を宙づりにした、真っ暗な排泄室に放置、寝かしつけた園児に「ご臨終です」と言い放つ、カッターナイフを見せて脅す、倉庫に閉じ込める、体を棒で突く、両足を持って引きずるなどの事件が報道されて、社会的関心を呼んでいます。

最近でも、京都市（2025年12月）：勤務先の保育園で女兒が着替えている様子を動画で撮影し、児童ポルノを製造したとして、京都府警右京署は、児童買春・ポルノ禁止法違反（製造）の疑いで京都市山科区の保育士（31）を逮捕したと発表しました。

2026年2月には、東京都新宿区の認可保育園の保育士が、自身が勤務する保育園が運営する学童クラブの小学生男児に、宿泊行事（キャンプ）でわいせつな行為をしたとして、不同意わいせつ容疑で警視庁に逮捕されました。

園児にわいせつな行為や性暴力を繰り返す事例は後を絶ちません。これらは、**不適切保育**などではなく、明らかな**違法行為**です！

こうしたことを背景に、「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）」において、保育所等や幼稚園等の**職員による虐待の通報義務等**の仕組みが創設されました。

同時に、不適切保育と虐待の概念の再整理を行っています。これまでは、①子どもの人権擁護の観点から「望ましくない」と考えられるかかわり②虐待等と疑われる事案（＝いわゆる「不適切な保育」）③虐待等に分けてきましたが、今後は、「不適切な保育」等の概念は用いず、**「虐待」**の概念を軸に据えるとしています。これからは虐待概念を中心に、軽重があったとしても連続するものとして、いわば**虐待のスペクトラム**として認知するものだと考えています。

学校教育やスポーツなどの地域活動でも、同じように考えていく必要があります。

#### 5. いじめのスペクトラム

ショッキングないじめの暴行動画が流出して話題を呼んでいます。

栃木県立高校の動画には、男子生徒が別の生徒に殴る蹴るの暴行を加える様子が映っており、周囲の生徒が歓声を上げている場面も含まれて



いました。その後、動画の拡散後、加害者とされる生徒の名前、顔写真、家族や学校の情報などがネット上でオープンになっています。手っ取り早い「リンチ（私刑）」「公開羞恥刑」と言ってよいものです。本来、被害生徒の心身に重大な影響が予想され、「**いじめの重大事態**」として慎重に扱われるべきです。

いじめにも、**グレーゾーン**が広がっています。仲違い、いじり、じゃれ合い、喧嘩などと軽く認識され、学校いじめ防止基本方針による「**組織的対応**」がなされないことがあります。

---

※2 外見や身体的特徴に基づいて他者を差別する思想や社会現象を意味する。

外から見ると些細ないじめであっても、その体験が「消えない記憶」として、フラッシュバックのように何度も出現して、頭の中を反芻するように駆けずり廻り、疲労困憊し、日常生活が困難になっている子どもがいます。このような子は、毎日、いじめを再体験しているようなものです。孤立感・抑うつ・不安などの陰性感情が高まり、対人関係でも過覚醒状態になって、苛立ち・怒り・不満が収まらない状態になっています。支援する我々も心が痛くなりました。希望の糸口を見出していくことを願うばかりです。こうしたことを個人の内的な問題として片づけるのではなく、学校・地域の組織的なケアの問題として対応を考えていく必要があると考えています。

**小さいいじめでも、その被害が小さいとは限りません。**

## 6. 不確かで、曖昧で、先の見えない中を生きていく！

ハラスメント、いじめ、不適切教育、児童虐待などは、まさにスペクトラムの世界です。日常的なレベルから違法行為レベルまで、実に多彩です。

子どもの権利相談センターには、このような体験をしている子どもから相談が寄せられます。3人の**調査相談専門員**は、こうした子どもと、誠実に向き合い、きめ細かい対応をしています。身内びいきで恐縮ですが、どこよりも質の高いケアをしていると評価しています。**子どもの権利擁護委員**も、コンサルテーションを含め、必要に応じて、直接子どもや保護者と面接を行い、学校訪問などで問題解決に当たっています。

臨床心理士の立場からみると、トラウマの影響を十分理解して配慮ある関わりをする「**トラウマインフォームドケア(TIC)**」<sup>※3</sup>の必要な子どもが数多く存在すると推察しています。きちんと丁寧にケアすることが必要な子ども達です。スペクトラムの視点導入によって、対象となる子の**すそ野**は広がり、その対応はますます難しくなっています。

心配していることは、**傷ついた子ども**を専門的かつ継続的に治療・支援する人材・機関が地域の中に乏しいということです。ボーダーな子は、適切なケアによっては改善を期待できますが、**社会資源の脆弱さ**が気になっています。

対人援助は、共感し、寄り添いながら、時間をかけて、少しでも解決の糸口や道筋を見つけ出す地道な作業です。一人ひとりによって有効な対処が違ってきます。手探り状態で、先の見えないことがいっぱいあります。支援者には、しなやかで柔軟な心構え、不確実な状態への耐性、粘り強い精神力、そして「**少しの知恵と工夫**」が求められます。

(せきや みちお 臨床心理士・公認心理師)



※3 ト라우マが個人に与える深刻な影響を理解し、その影響を踏まえて医療ケアを提供するアプローチ。



## 青森市子どもの権利相談センターの概要

- 1 設置目的と性格
- 2 運営体制
- 3 相談・救済の流れ



## V 青森市子どもの権利相談センターの概要

### 1 設置目的と性格


子どもの権利侵害は、子どもが被害を認識しにくいことから心に大きな傷を受けたり、その後の成長に取り返しのつかない影響が生じたりするという特性があります。そのため、子どもの気持ちを早期に受け止め、できるだけ子どもに寄り添う専門の救済機関が必要になります。

このことから、青森市では相談に応じるだけでなく、救済の申立てに基づき独自に調査や関係者間の調整を行うなど、権利を侵害しているものに対して、是正措置や制度改善を求める権限を有する、行政からの独立性が確保された新たな機関として、青森市子どもの権利条例の規定に基づき「青森市子どもの権利擁護委員」を設置し、青森市子どもの権利相談センターを開設しました。擁護委員の法的性格は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく、市長の附属機関です。

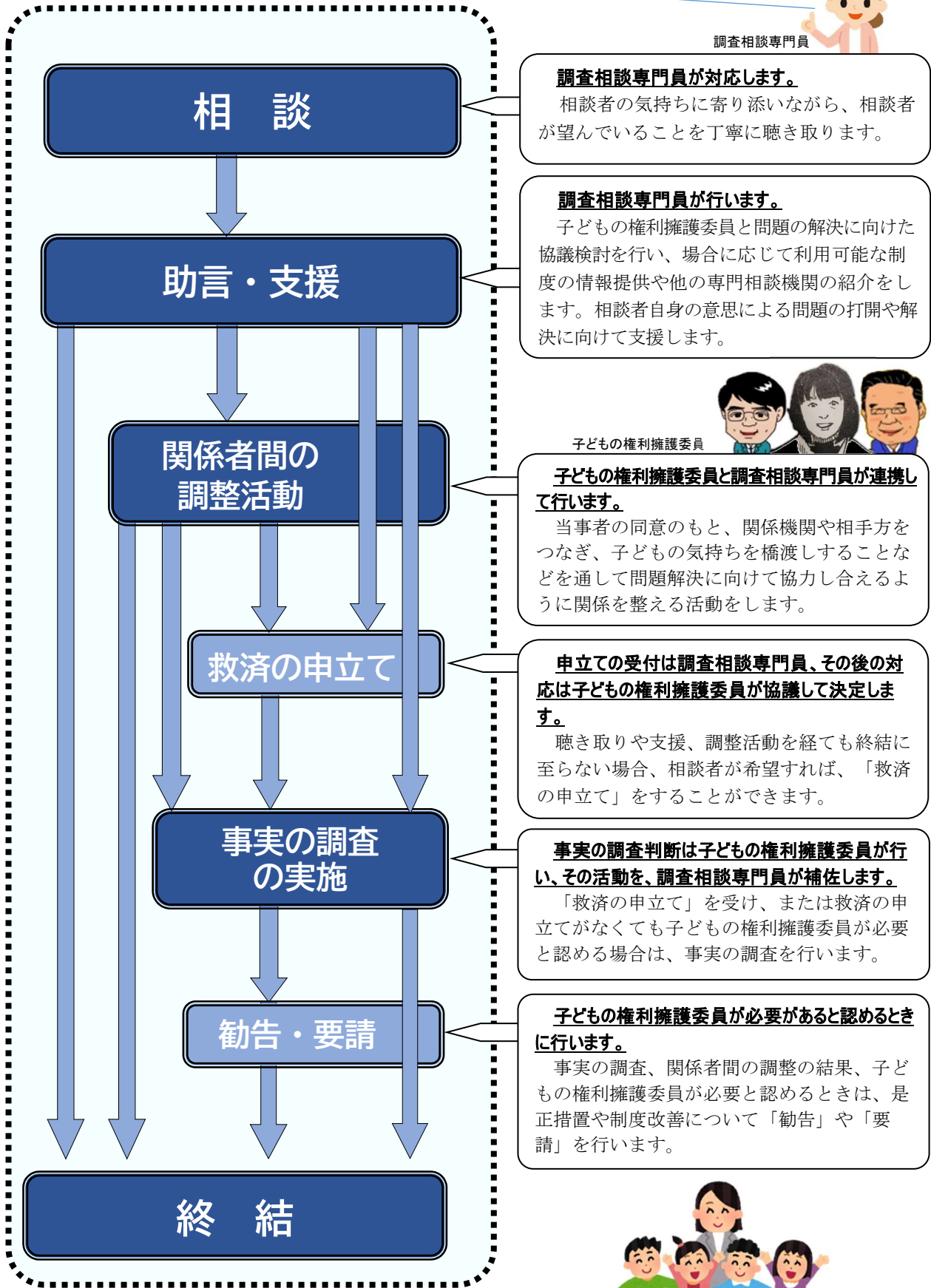
附属機関には、行政執行における意思決定権はありませんが、その専門性から、擁護委員は条例の規程に基づき、子どもの権利を侵害したものに対して是正措置や制度改善の勧告や要請を行うことができます。



## 2 運営体制

区 分	摘 要
開 設 日	平成 25 年 5 月 1 日
場 所	〒030-0801 青森市新町 1 丁目 3-7 青森市役所駅前庁舎 3 階
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの権利擁護委員 3 名 (弁護士、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士・公認心理師)</li> <li>・ 調査相談専門員 3 名</li> <li>・ 事務局 (こども・若者政策課職員)</li> </ul>
基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「子どもの最善の利益」を優先して考えます。</li> <li>・ 子ども一人ひとりが権利の主体として尊重されます。</li> <li>・ 子どもの成長と発達に配慮した支援を行います。</li> </ul>
相談・救済の基本対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども又はその関係者から相談を受け、助言 (情報提供、他機関紹介等)、支援 (相談継続、当事者自身による問題解決への支援) 及び関係者間の調整 (当事者間の調整支援) を行います。</li> <li>・ いじめや虐待等の深刻な権利侵害だけではなく、子どもが抱えるさまざまな悩みを広く受け付けます。</li> <li>・ 当事者自身による解決への支援や関わりのある第三者との調整など、できるだけ子どもが望むような支援を行います。</li> <li>・ 関係者間の調整は、子どもの気持ちを橋渡しし、当事者に対し助言を行ったり、関係者に対する働きかけを行ったりするなど、当事者らの間に入って相互理解を深め、子どもにとって最善の解決を目指します。</li> <li>・ 子ども又はその関係者から救済の申立てがない場合であっても、子どもの権利擁護委員の判断で、救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査、関係者間の調整を行います。</li> </ul>
対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青森市内に在住、在学、在勤する 18 歳未満の子どものことであれば、誰でも相談できます (18 歳や 19 歳でも、高等学校に在学中の生徒などは対象に加えることとしています。)</li> </ul>
受付時間	原則 月曜日～金曜日の午前 10 時～午後 6 時 (祝日、年末年始を除きます。)
相談方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓 口 青森市子どもの権利相談センター「ホッたるうむ」で相談</li> <li>・ 電 話 0120-370-642 (フリーダイヤル) <small>みんなをむすぶ</small></li> <li>・ F A X 017-763-5678</li> <li>・ メ ー ル ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp</li> <li>・ 手 紙 〒030-0801 青森市新町 1 丁目 3-7 青森市役所駅前庁舎 3 階 青森市子どもの権利相談センター「ホッたるうむ」</li> <li>・ 訪 問 相談場所、時間については要相談</li> <li>・ W E B 相談の申し込みを 24 時間受付→</li> </ul> 

### 3 相談・救済の流れ



☆ 子どもの権利擁護委員が必要と認めるときは、関係者の見守りを継続的に行うことがあります。

☆ このフロー図は、ケース対応の一例です。





## 相談件数等の年度比較

---

- 1 相談の状況
- 2 調整活動の状況
- 3 調査活動の状況



## VI 相談件数等の年度比較

### 1 相談の状況

#### (1) 相談受付件数

区分	実件数	延べ件数
令和3年度	70	317
令和4年度	71	248
令和5年度	68	278
令和6年度	71	202
令和7年度	64	229

#### (2) 相談者の内訳(延べ人数)

##### ① 子ども

区分	未就学児	小学生	中学生	高校生	不明	その他	計(人)
令和3年度	0	10	37	69	8	0	124
令和4年度	0	33	11	3	5	5	57
令和5年度	0	11	19	36	6	0	72
令和6年度	0	14	5	45	12	0	76
令和7年度	0	2	49	26	11	3	91

##### ② 大人

区分	父又は母	親族 (祖父母等)	教職員等	教職員等以外 の指導者	不明	その他	計(人)
令和3年度	173	4	11	0	0	5	193
令和4年度	179	4	5	0	1	2	191
令和5年度	152	17	27	0	1	9	206
令和6年度	107	6	0	0	0	13	126
令和7年度	117	2	10	7	0	2	138

### (3) 相談対象者の内訳(延べ人数)

#### ① 子ども

区分	未就学児	小学生	中学生	高校生	不明	その他	計(人)
令和3年度	2	54	40	99	4	0	199
令和4年度	0	78	48	58	8	3	195
令和5年度	9	57	41	95	6	1	209
令和6年度	12	34	25	34	16	0	121
令和7年度	0	25	40	36	13	14	128

#### ② 大人

区分	父又は母	親族 (祖父母等)	教職員等	教職員等以外 の指導者	不明	その他	計(人)
令和3年度	37	0	62	7	0	12	118
令和4年度	4	0	30	14	1	4	53
令和5年度	17	0	22	10	1	19	69
令和6年度	46	2	25	0	1	7	81
令和7年度	17	0	68	7	0	9	101

### (4) 相談方法別件数(延べ件数)

区分		窓口	電話	FAX	メール	手紙	訪問	Web	合計(件)
令和3年度	初回相談の件数	18	38	1	12	1	0	-	70
	延べ件数	40	162	5	91	7	12	-	317
令和4年度	初回相談の件数	15	45	1	8	1	1	-	71
	延べ件数	44	150	3	48	1	2	-	248
令和5年度	初回相談の件数	8	48	0	10	2	0	-	68
	延べ件数	51	165	0	56	4	2	-	278
令和6年度	初回相談の件数	7	51	0	9	4	0	-	71
	延べ件数	20	120	0	57	5	0	-	202
令和7年度	初回相談の件数	7	43	0	10	0	0	4	64
	延べ件数	28	122	0	77	2	0	0	229

(5) 相談受付の時間帯(延べ件数) (手紙相談を除く)

区 分		10時～12時	12時～14時	14時～16時	16時～18時	受付時間外	合計(件)
令和3年度 (延べ310件)	子ども	18	17	18	44	20	117
	大人	51	31	55	49	7	193
令和4年度 (延べ247件)	子ども	7	5	3	22	19	56
	大人	41	31	64	46	9	191
令和5年度 (延べ274件)	子ども	13	3	9	13	30	68
	大人	66	31	59	38	12	206
令和6年度 (延べ197件)	子ども	8	11	12	20	20	71
	大人	40	25	24	33	4	126
令和7年度 (延べ227件)	子ども	5	4	8	32	40	89
	大人	38	23	44	26	7	138

(6) 相談受付の所要時間(延べ件数) (電話相談、窓口相談、訪問相談についてののみ)

区 分		30分未満	30分～ 1時間未満	1時間～ 2時間未満	2時間～ 3時間未満	3時間以上	合計(件)	
令和3年度 (延べ214件)	電話相談	子ども	15	3	0	0	18	
		大人	93	33	15	2	1	144
	訪問 窓口 相談	子ども	0	2	18	2	2	24
		大人	3	8	11	4	2	28
令和4年度 (延べ196件)	電話相談	子ども	10	3	3	0	16	
		大人	69	33	30	2	0	134
	訪問 窓口 相談	子ども	3	6	5	1	0	15
		大人	8	5	14	4	0	31
令和5年度 (延べ218件)	電話相談	子ども	12	4	0	0	16	
		大人	113	29	7	0	0	149
	訪問 窓口 相談	子ども	4	0	5	0	3	12
		大人	9	7	23	2	0	41
令和6年度 (延べ140件)	電話相談	子ども	22	4	0	0	26	
		大人	72	11	10	1	0	94
	訪問 窓口 相談	子ども	0	0	6	0	0	6
		大人	2	4	8	0	0	14
令和7年度 (延べ150件)	電話相談	子ども	15	3	1	0	19	
		大人	78	20	5	0	0	103
	訪問 窓口 相談	子ども	0	0	2	0	0	2
		大人	4	2	18	2	0	26

(7) 相談内容の内訳

区分		いじめ	不登校	進路問題	交友関係	心身の悩み	子育ての悩み	学校等の対応	指導上の問題 (教職員等)	指導上の問題 (教職員以外)	行政機関の対応	家族の問題	児童虐待	不明	その他
令和3年度	実件数 20 件 (延べ 124 件)	子ども 2 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (68)	0 (0)	1 (3)	2 (5)	1 (1)	0 (0)	3 (36)	0 (0)	2 (3)	1 (5)
	実件数 50 件 (延べ 193 件)	大人 4 (19)	3 (12)	0 (0)	3 (5)	0 (0)	12 (69)	7 (31)	4 (20)	5 (6)	1 (3)	4 (7)	1 (9)	0 (0)	6 (12)
令和4年度	実件数 29 件 (延べ 57 件)	子ども 3 (5)	1 (1)	0 (0)	3 (5)	9 (27)	0 (0)	0 (0)	4 (5)	2 (4)	0 (0)	4 (6)	0 (0)	2 (2)	1 (2)
	実件数 42 件 (延べ 191 件)	大人 2 (5)	8 (39)	1 (1)	2 (10)	0 (0)	14 (84)	1 (3)	7 (26)	1 (10)	1 (4)	0 (0)	2 (6)	1 (1)	2 (2)
令和5年度	実件数 17 件 (延べ 72 件)	子ども 2 (2)	0 (0)	1 (1)	2 (4)	6 (55)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	4 (6)	0 (0)
	実件数 51 件 (延べ 206 件)	大人 4 (16)	2 (24)	1 (0)	6 (10)	0 (0)	13 (78)	4 (10)	4 (18)	5 (10)	1 (6)	6 (22)	0 (0)	1 (1)	4 (11)
令和6年度	実件数 26 件 (延べ 76 件)	子ども 4 (13)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	5 (21)	0 (0)	1 (1)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	3 (6)	2 (23)	3 (3)	1 (1)
	実件数 45 件 (延べ 126 件)	大人 2 (9)	3 (7)	0 (0)	2 (11)	0 (0)	14 (41)	3 (13)	5 (8)	1 (0)	0 (0)	1 (4)	4 (20)	0 (0)	10 (13)
令和7年度	実件数 21 件 (延べ 91 件)	子ども 1 (23)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (4)	0 (0)	0 (0)	3 (44)	0 (0)	0 (0)	5 (8)	0 (0)	9 (10)	1 (2)
	実件数 43 件 (延べ 138 件)	大人 5 (21)	4 (16)	0 (0)	1 (5)	0 (0)	8 (21)	11 (36)	5 (20)	0 (0)	1 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (12)

## 2 調整活動の状況

先 年 度	調整						合計(回)	
	小学校	中学校	高等学 校	市教育 委員会	その他 行政機 関	子ども 保護者 等		
令和3年度	13	0	0	0	0	17	30	(2件、30回)
令和4年度	9	0	0	0	0	19	28	(1件、28回)
令和5年度	10	0	0	1	29	28	68	(6件、68回)
令和6年度	2	0	0	0	4	1	7	(2件、7回)
令和7年度	8	7	5	0	0	20	40	(5件、40回)

## 3 調査活動の状況

### (1) 申立てによる調査活動の状況

区 分	申立て件数	調査回数
令和3年度	0	0
令和4年度	0	0
令和5年度	0	0
令和6年度	0	0
令和7年度	0	0

### (2) 自己発意による調査活動の状況

先 年 度	調査						合計(回)	
	小学校	中学校	高等学 校	市教育 委員会	その他	子ども 保護者 等		
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	(0件、0回)
令和4年度	3	2	0	7	0	19	31	(3件、31回)
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	(0件、0回)
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	(0件、0回)
令和7年度	0	0	0	0	0	0	0	(0件、0回)





## 参考資料

---

- 1 青森市子どもの権利条例
- 2 青森市子どもの権利相談センター運営体制



## VII 参考資料

---

### 1 青森市子どもの権利条例

平成二十四年十二月二十五日

条例第七十三号

#### 目次

前文

第一章 総則(第一条一第四条)

第二章 子どもにとって大切な権利(第五条一第九条)

第三章 子どもにとって大切な権利の保障に関する市の責務と取組(第十条一第十五条)

第四章 子どもにとって大切な権利の侵害からの救済と回復(第十六条一第二十一条)

第五章 雑則(第二十二条)

附則

(前文 表紙裏 参照)

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この条例は、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的とします。

##### (定義)

第二条 この条例で、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるとおりとします。

- 一 子ども 十八歳未満の人その他これと等しく権利を認めることが適当であると規則に定める人をいいます。
- 二 大人 過去に子どもであった全ての人をいいます。
- 三 保護者 親や親に代わり子どもを養育する人をいいます。
- 四 育ち学ぶ施設 保育所、学校、児童養護施設その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通園し、通学し、入所し、利用する施設をいいます。

##### (基本的な考え方)

第三条 子どもの権利の保障は、次の基本的な考え方に従って進められなければなりません。

- 一 子どもの最善の利益を優先して考えること。
- 二 子ども一人一人が権利の主体として尊重されること。
- 三 子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること。

##### (大人の責務)

第四条 保護者は、子育ての第一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければなりません。

- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 3 地域住民は、地域が子どもの成長と発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 4 第一項の保護者、第二項の育ち学ぶ施設の関係者、第三項の地域住民のほか、大人は子どもの権利を尊重しなければなりません。

## 第二章 子どもにとって大切な権利

### (子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重)

第五条 子どもには、成長し、発達していくために、この章に定める大切な権利が保障されなければなりません。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

### (安心して生きる権利)

第六条 子どもには、安心して生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。
- 二 愛情をもって育まれること。
- 三 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。
- 四 いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること。
- 五 性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと。
- 六 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること。

### (自分らしく生きる権利)

第七条 子どもには、自分らしく生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- 二 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
- 三 プライバシーや自らの名誉が守られること。
- 四 自分が思ったことや感じたことを表現すること。
- 五 自分にとって必要な情報や知識を得ること。
- 六 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること。
- 七 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。

### (豊かで健やかに育つ権利)

第八条 子どもには、豊かで健やかに育つために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 遊ぶこと。
- 二 学ぶこと。
- 三 芸術やスポーツに触れ親しむこと。
- 四 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと。
- 五 まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること。

### (意見を表明し参加する権利)

第九条 子どもには、他人の意見を尊重しつつ、自分の意見を表明し、社会に参加するために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。
- 二 自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。
- 三 自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。
- 四 仲間をつくり、集まり、活動すること。

## 第三章 子どもにとって大切な権利の保障に関する市の責務と取組

### (子どもの権利の普及啓発と学習支援)

第十条 市は、子どもの権利の普及を図るため、子どもと大人が共にこの条例と子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供するものとします。

2 市は、毎年十一月二十日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うものとします。

### **(子どもの育ちへの支援)**

第十一条 市は、子どもの豊かな育ちを支援するため、次のことに取り組むよう努めなければなりません。

- 一 子どもに健全で多様な生活体験や交流の場と機会を提供すること。
- 二 子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、子どもが相談できる場と意見表明し社会に参加する機会を提供すること。

### **(保護者への支援)**

第十二条 市は、保護者が安心して子育てができるよう支援に努めなければなりません。

- 2 市は、特別に支援が必要な保護者に対しては、それに応じた支援に努めなければなりません。

### **(子どもの命と安全を守る取組)**

第十三条 市は、いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力の防止と早期発見に努めるとともに、それら子どもの権利の侵害からの救済に必要な取組を実施するものとします。

- 2 市は、子どもが薬物、犯罪などの被害を受けないように、必要な取組を実施するものとします。

### **(子ども会議)**

第十四条 市は、市政などについて、子どもが意見を表明し参加する場として、青森市子ども会議(以下「子ども会議」といいます。)を置きます。

- 2 市は、子どもに関わることを検討するときは、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

### **(子どもの権利の保障の行動計画と検証)**

第十五条 市は、この条例の目的を達成するため、子どもの権利の保障に関する行動計画(以下「行動計画」といいます。)を定めるものとします。

- 2 行動計画の検証は、青森市健康福祉審議会条例(平成十八年青森市条例第四十三号)に定める児童福祉専門分科会で行うものとします。
- 3 行動計画の検証を実施するに当たっては、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

## **第四章 子どもにとって大切な権利の侵害からの救済と回復**

### **(相談と救済)**

第十六条 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関などと相互に協力と連携を図るとともに、子どもの権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

### **(子どもの権利擁護委員)**

第十七条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談や救済の申立てを受け、その救済と権利の回復のために必要な調査、助言、支援などを行い、これらの調査などの結果を踏まえた是正措置や制度改善の勧告や要請を行うなどのため、青森市子どもの権利擁護委員(以下「委員」といいます。)を置きます。

### **(委員の職務)**

第十八条 委員の職務は、次に掲げるとおりとします。

- 一 子どもやその関係者から相談を受け、助言、支援、関係者間の調整を行うこと。
- 二 子どもやその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- 三 子どもやその関係者から救済の申立てがなくても、その救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- 四 第二号、第三号の規定による調査などの結果、必要があると認めるときは、是正措置や制度改善について、関係する市の機関に対する勧告や市の機関以外のものに対する要請を行うこと。

五 第四号の規定により勧告や要請を行った後に、必要があると認めるときは、その是正措置などの状況に関しこれらの勧告などを受けたものに報告を求め、その内容を救済の申立てを行った人などに伝えること。

2 委員は、第一項第二号、第三号の事実の調査を次の方法により行うことができます。

一 関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録の閲覧や提出を要求し、実地に調査すること。

二 必要な限度において市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めること。

#### **(委員の人数、任期など)**

第十九条 委員は、三人以内とします。

2 委員は、人格が優れ、子どもの権利に関し専門的知識と経験を持つ人のうちから、市長が委嘱します。

3 委員の任期は三年とし、再任を妨げません。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはなりません。委員の職を離れた後も同様とします。

5 委員は、第四項に定めるもののほか、その職務を遂行するに当たって、次のことを守らなければなりません。

一 子どもやその関係者の人権について、十分に配慮すること。

二 相談や救済の申立てなどの内容に応じ、関係機関などと協力して、その職務を行うこと。

6 市長は、委員が第四項前段の規定に違反したことが判明したときやその職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱するものとします。

#### **(勧告の尊重と委員への協力)**

第二十条 第十八条第一項第四号の規定により勧告を受けた市の機関は、その勧告の内容を十分に尊重しなければなりません。

2 第一項に定めるもののほか、市の機関は、委員の職務に積極的に支援や協力をしなければなりません。

3 市の機関以外のものは、委員の職務に協力をするよう努めなければなりません。

#### **(調査相談専門員)**

第二十一条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談を受け、委員と連携し、必要な調査、助言、支援を行うため、調査相談専門員を置きます。

### **第五章 雑則**

#### **(委任)**

第二十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

### **附 則**

#### **(施行期日)**

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第四章の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

## 2 青森市子どもの権利相談センター運営体制

### ◆ 子どもの権利擁護委員 3名

氏名	期間	職業等
沼田 徹	平成25年5月1日～	弁護士
小林 央美	平成25年5月1日 ～令和7年3月31日	元大学院教授
小笠原 仁美	令和7年4月1日～	社会福祉士 (スクールソーシャルワーカー)
関谷 道夫	平成25年5月1日～	臨床心理士 公認心理師

### ◆ 調査相談専門員 3名

子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談を受け、子どもの権利擁護委員と連携し、必要な調査、助言、支援を行います。

### ◆ 事務局

青森市こども未来部こども・若者政策課 こども未来チーム  
〒030-0801 青森市新町1丁目3-7 青森市役所駅前庁舎3階  
電話番号：017-734-5320